

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年2月28日(金) 午前9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	平原 志保 君	委員	木野田 誠 君
委員	中村 満雄 君	委員	志摩 浩志 君
委員	厚地 覺 君	委員	新橋 実 君
委員	池田 守 君	委員	前川原 正人 君
委員	時任 英寛 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	危機管理監	徳田 純 君
総務課長	越口 哲也 君	財務課長	新町 貴 君
安心安全課長	酒元 博 君	税務課長	谷口 信一 君
収納課長	徳田 忍 君	人事研修G長	小倉 正実 君
総務管理G長	有満 孝二 君	文書法制G長	西 敬一朗 君
財政第1G長	池田 宏幸 君	財政第2G長	野崎 勇一 君
財産管理G長	富永 博幸 君	交通防犯G長	鮫島 政昭 君
防災G長	石神 修 君	市民税G長	森 裕之 君
市民税Gサブリーダー	中村 和仁 君	固定資産税G長	江口 元幸 君
収納第1G長	上小園 拓也 君	収納第2G長	吉留 道幸 君
収納第3G長	萩元 隆彦 君	財政第1G主査	末増 あおい 君
財政第2G主査	瀧間 宏 君	財政第1G主任主事	豊田 理津子 君
企画部長	中村 功 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
共生協働推進課長	田實 一幸 君	おじゃんせ霧島特任課長	池之平 信明 君
行政改革推進課長	茶園 一智 君	情報政策課長	宝満 淑朗 君
溝辺総合支所長	福重 博之 君	共生協働推進課長補佐	造免 秋子 君
情報政策課長補佐	池田 鎮博 君	企画政策G長	永山 正一郎 君
移住定住G長	西溜 和幸 君	国際交流G長	貴島 信幸 君
行革推進G長	砂田 良一 君	電算情報推進G長	梶 敏行 君
企画政策G主査	村岡 新一 君	溝辺地域振興G主査	有村 昌明 君
企画政策G主任主事	生野 卓也 君	共生協働推進G主任主事	川野 洋也 君
企画政策G主事	西之園 健 君		
消防局長	塚田 修二 君	消防局次長	木佐貫 誠 君
中央署長	喜聞 浩志 君	北署長	堀ノ内 剛 君
警防課長	竹ノ内 優 君	予防課長	吉村 茂樹 君
情報司令課長	松元 達也 君	消防局総務課主幹	細山田 孝美 君
経理・装備係長	立野 博 君	消防団係長	若松 久志 君
教育部長	宗像 成昭 君	教育総務課長	久保 隆義 君
学校教育課長	山口 幸彦 君	生涯学習課長	津曲 正昭 君
文化振興課長	上牧 幸男 君	保健体育課長	中馬 吉和 君
国分図書館長	富永 克義 君	国分中央高校事務長	西田 正志 君

横川教育振興課長	川上 真一 君	牧園教育振興課長	平原 一幸 君
霧島教育振興課長	西 潤一 君	福山教育振興課長	堀切 総 君
学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君	生涯学習課長補佐	狩集 淳 君
文化振興課長補佐	鈴木 順一 君	保健体育課長補佐	新鍋 一昭 君
保健体育課長補佐	池田 猛 君	教育総務課主幹	松元 公生 君
生涯学習課主幹	松崎 孝成 君	教育総務G長	北井上 真悟 君
学事G長	烏丸 充弘 君	指導事務G長	長濱 信博 君
生涯学習G長	東中道 誠 君	芸術文化G長	上赤 芳樹 君
給食保健体育G長	赤塚 孝平 君	管理図書G長	松元 政和 君
国分教育G長	盛重 秀一 君	国分中央高校管理G長	高田 正子 君
教育政策G主査	徳留 要一 君		
生活環境部長	塩川 剛 君	環境衛生課長	満留 寛 君
衛生施設課長	梅北 悟 君	保険年金課長	橋口 洋平 君
市民課長	松下 昭典 君	市民サービスセンター長	永重 博章 君
環境衛生課主幹	林 康治 君	市民課主幹	馬場 昇 君
環境保全G長	徳永 浩之 君	廃棄物対策G長	濱崎 利広 君
施設管理G長	出口 竜也 君	施設整備G長	楠元 聡 君
国民健康保険G長	有村 和浩 君	後期高齢者医療G長	野村 博昭 君
戸籍G長	嶋根 さと子 君	窓口G長	佐多 一郎 君
隼人人権啓発センター副館長	堀之内 幸一 君	市民サービスセンター副店長	安田 律子 君
生活環境政策G主査	堀ノ内 周作 君	環境保全G主査	山本 秀一 君
環境保全G主事	徳重 広平 君		

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

な し

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議 員 植山 利博 君 議 員 下深迫 孝二 君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第15号 平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）について

議案第16号 平成25年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第17号 平成25年度霧島市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で付託されました議案16件のうち、3件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第15号 平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）について

○委員長（前島広紀君）

それでは、まず、議案第15号、平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）の審査を行います。総括及び総務部関係について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第15号、平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）につきまして、御説明いたします。今回の歳出予算の補正につきましては、決算見込みに基づく各事業の事業費や人件費等の調整をはじめ、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条第1項の規定に基づく平成24年度決算剰余などの財政調整基金等への積立金や、土地開発基金への繰出金を計上したほか、障害者自立支援給付費や社会福祉法人等が設置している私立保育所に支払う措置費などの社会保障関係経費等の追加、新たに、国庫補助事業を活用した市内企業への補助金や、今月6日に成立した国の平成25年度補正予算を活用した事業のうち、本市の平成25年度予算で予算措置する必要がある事業に要する経費の計上などを主なものといたしております。また、施設等の維持管理に必要な燃料費や光熱水費の値上がりに伴い、予算が不足する見込みのある施設等については、運営に支障がないよう所要の額を追加計上したところでございます。なお、財源につきましては、まず、一般財源として、地方交付税や繰越金などの未計上分を、特定財源として、事業の実施に伴う国県支出金の見込み分などを充当することといたしております。その結果、歳入歳出それぞれ22億5,003万9,000円を追加計上し、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ583億1,244万7,000円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為並びに地方債の補正をそれぞれ行おうとするものであります。続きまして、総務部関係につきましては、各課長等がそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○財務課長（新町 貴君）

[補正予算事項別明細書（歳入）に基づき説明]

○税務課長（谷口信一君）

[補正予算資料（歳入）に基づき説明]

○総務課長（越口哲也君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○財務課長（新町 貴君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○税務課長（谷口信一君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入りますが、執行部全般に共通する法制、財務関係及び各費目の職員人件費に関する質疑につきましては、この総括及び総務部関係に関する審査のところで御発言をお願いいたします。それでは質疑はありませんか。

○委員（時任英寛君）

まず、予算書の8ページでございます。追加で繰越明許費の補正が出ておりますけれども、平成25年度の国の補正予算に関わる分については、この繰越補正の分でどの程度あるか、説明いただきたいと思っております。

○財務課長（新町 貴君）

今回、国の補正に伴いますものを計上しているわけでございますけれども、計上しておりますのが土木費の道路橋梁費の道路橋梁維持事業のところに、国の補正関係でございますと、このうち2,340万5,000円でございます。それから公園都市計画費の公園施設整備事業、ここに4,000万円です。このうちですね。それから同じく都市計画費の土地区画整理事業、この中に25年度の補正予算といたしましては、1,700万円。それから、市営住宅関係のところでございます。住宅費の市営住宅維持管理事業のところでは9,673万円。それから、木之房団地建替え事業の3億3,374万2,000円、この5件につきましては国の補正予算に伴うものでございます。

○委員（時任英寛君）

国の補正予算が非常に今、成立が年度末に差し迫った時期にまいっております。前は、早ければ

もう10月、11月に成立していたのが、もう年度末ギリギリになって、いずれにしてもこういう特に土木費関係の事業については繰り越さざるを得ない状況になっているということが、この繰越明許費の補正を見て認識できるわけです。特に補正予算が年度末に入ってきますと、基礎自治体の市町村においては、もう26年度予算の編成作業に入っている中でまた新たにこの補正予算を組み入れてくるわけですので、できればこの国の補正予算の成立を早めに早めにということで、これは提案でございますけれども、全国市長会等でその要望というを出していただかないと、事業がやはり26年度事業をおしてしまうということでございますので、その辺について総務部長、どうでしょうか。これはもう部長がどうのこうのということではなくて、やはり全国市長会、全市、全国的にその弊害というのはあると認識をしておりますが、いかがでしょうか。

○企画部長（川村直人君）

委員御指摘のとおり、御質疑の分については、当初は最初のこの6号補正に間に合わないということで、また追加提案をしようというくらいの予定だったんです。しかしながら、ぎりぎりでの内示があったもんですから、慌てて今回の6号補正の中に入れたわけです。そのおかげで当初予算に少し資料がまた追加で出ささせていただいたわけですが、そのようなことで、私たち市町村についても非常に、実際もう25年度の補正でくれば3月までしかないわけですので、執行がもう繰り越さざるを得ないわけですね。そうすると、当初予算との関係がまた出てくるわけです。ですから、繰越しのほうでどうしても繰越予算のほうを先に執行するもんですから、またそれが当初予算に跳ね返っていくわけですね。そうすると、26年度もまた繰り越さざるを得ないというような形でどんどんおしていくような、非常に予算執行上余り好ましくない状況にあります。今、御指摘の国の補正に伴うそういう影響で、市の単独事業等についても影響が出るもんですから、市の単独事業などについてはもう今後は繰越しをできるだけ原則しないと。予期しないものだけして、繰り越さずにまた翌年度の予算で組むようにしようという形で今、協議もしているところですので、市長会などを通じてお願いはしていったほうがいいのではないかと思うんですが、国としても経済対策ということでやむを得ない面もあるかとは思いますが、ただ、やはり適正な予算執行という面からは、年度年度きちとした形でのほうが望ましいということは思っておりますので、また何らかの形で問題提起をしたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

総括ということになるわけですが、今回の25年度の補正予算が5月31日ということまでの期限に、今年度は3月で終わりますが、5月31日までの出納閉鎖時ということの、これはもう今までの流れがずっと続いているという性格上のものがあるんですけれども、今回の補正で22億5,003万円の補正をして、今度はまだ2か月くらい先までこの予算でいくということになるんですが、大体出納閉鎖時までの予算の伸びといいますか、それはもう突発的なことがあればそれは論外の部分もあるんでしょうけれども、現段階での出納閉鎖時までの推移というのをどういうふうに見越していらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（川村直人君）

ちょっとその出納閉鎖までの推移という御指摘の真意が分からないんですけれども、あくまでも予算の執行は3月末までです。そして、4月と5月の出納整理期間については、これはもう実際のお金の受け払いだけが4月と5月になりますので、歳入で言えば、歳入調定は3月31日までしたものが25年度の歳入になると。それから支出負担行為を3月31日までしたものが、平成25年度の歳出予算になるということです。あとその例外として、繰越明許費については平成26年度で支出負担行為をしても構わないわけですので、この分については翌年度で執行されるということです。ただ、繰越明許費も25年度内、3月までに契約をして、工期が翌年度までに延びるというものもあるし、実際の契約がもう丸々26年度に入ってから契約をするというものもありますので、これは様々です。ですから、あくまでも出納整理期間というのは、実際の現金の受け払いだけの特例の期間だということで、調定あるいは契約については全て3月31日までに原則としては済ませるということになりま

す。

○委員（前川原正人君）

臨時財政対策債が2億9,960万円の追加ということで、これはある意味、本来であれば交付税措置として振り替えられるというのが原則であって、ただその分を国の都合によって、そして地方にも借金をやってくれよということで、もう長いこと続いているわけですけども、振替措置ということで、これはもうこれで最後の措置という理解でよろしいのか。臨財債の振替措置というのはもう他にはないのか、その辺どうなんでしょうか。

○財務課長（新町 貴君）

臨時財政対策債につきましては今議員が申されましたように、地方交付税の議会措置ということでございます。それにつきましては借金ではございますけれども、この分については普通交付税の基準財政需要額のほうに100%参入されるということで、その臨時財政対策債の額が分かりますのが、普通交付税の算定を致します7月くらいにいつも分かります。そういうことで、そのときに決定した額と当初で見込み計上しておりました額との差額を今回、全て計上したものでございます。

○委員（池田 守君）

人件費については総括で行うということでしたけれども、直近の人事異動までを反映した決算見込みということでしたけれども、ちょっと金額の大きいもので土木総務費の人件費、それから消防費の人件費が結構大きい減額になっているようですが、この要因をお聴きしたいと思います。

○人事研修G長（小倉正実君）

土木費につきましては、総合支所の課長級の職員につきまして、技術者であるということで土木費で当初予算では計上していたところでございます。その分を、実際の執行に当たりましては、農林水産業の耕地課関係の業務を行う割合が高いということで、そちらのほうで実質は執行しておりましたので、その分で減をしているところでございます。申し訳ありません、消防費については確認させていただきます。

○総務部長（川村直人君）

消防費については確認を致しますけれども、人件費につきましては、当初、予定をしておりました人数があるんですけども、それぞれの費目に振り分けるわけですね。そうすると、人事異動などがありまして、例えば10人で見ていた費目ですけども、そこを人事異動で数が少なくなるとした場合は、例えば10人で見ていたのが8になれば2人分は減るわけですので、その分が減額になるということです。ちょうどこの補正予算を作る時期と人事異動をする時期ではちょっとタイムラグがあるものですから、どうしても人事異動のほうが遅くなって、この予算編成時期には間に合わないということになるものですから、どうしてもある程度見込んで当初予算では計上するものですから、その辺の人数の差が出てきます。それから、事業課関係については、できるだけ補助事業のほうの事業費支弁のほうで見れるところについては、補助事業のところでは計上するんです。通常の私たち事務系の職員で計上するところで、財源は人件費のところはないんですけども、補助事業のところの人件費で見れる部分が若干あるということですので、そういうところで見れるときにはできるだけ有利なほうで見れるようにするものですから、その辺の人件費の場合は繰替えというのが出てまいりますので、後ほど消防費については説明をいたします。

○総務課長（越口哲也君）

それと、全体的に申し上げますと、今回の減額の大きな全体的な要因といたしましては、職員の7月からの給与減額を実施いたしております。それで全体的には一番大きな減額要因でございます。消防等につきましては全ての職員がそこに残っておりますので、その減額の額が大きくそこに表れたのかなというのが大きな要因でございます。そのほかにつきましては、人事異動等も含めた要因が加わって参りますので、減額幅が小さいところ減額幅が大きいところがどうしても出てくるのかなというのが大きな原因かなと思っております。

○委員（池田 守君）

消防は後でということでしたけれども、昨年も消防費についてはかなり大きな差があったもんだから、今回もまた聞いてみたんですけれども、後でまた教えてください。

○委員（新橋 実君）

人件費のところで補正予算書の74ページ、この開発公社の給与費というのは631万7,000円増額になっているんですけれども、これはやっぱりそういうふうな形で見込みの違ったんですか。それで、この約630万円が、今回の補正で増額するわけなんですけれども、毎月毎月こう上がってくると思うわけですね、給与というのは。その辺はどういう形で対応されているのか、その2点をお願いします。

○総務課長（越口哲也君）

開発公社の給与につきましては、直接市のほうから給与は出しまして、最終的に掛かった経費を開発公社のほうから負担金という形でいただくというシステムでございます。当初予算の中では一人分を計上いたしていたところでございますけれども、事務処理等を含めまして二人派遣をしている関係上、一人分が追加という形で今回の補正の中で見させていただいたところでございます。

○委員長（時任英寛君）

今回の補正は、最終補正になっていくと思います。先ほど部長のほうからありました決算見込みというのが出るわけございまして、それに伴った補正の増減を今回お示しされたわけなんですけれども、となりますと、決算の見込額が583億円程度となっていくと。経営健全化計画からいたしますと、やはり相当な縮減をしなければ、今後の対応はできないということございまして、先ほど起債の繰上償還というのが財務課長のほうからございましたが、任意で3億いくらかの繰上償還がなされておりますが、これについては縁故債であるのか、政府資金であるのか。また、更にその政府資金であっても繰上償還が可能な起債があるのか、それについてお知らせいただきたいと思います。

○財務課長（新町 貴君）

繰上償還につきましては、これまで実施をしたもの、今度3月にしようとするものでございます。これまでしたものを今後の部分についても縁故資金の部分でございます。ちょうど利率見直し方式の部分の借入れをしているものがございまして、そういうものについて利率見直しの時期が到来するときに金融機関等と協議を致しまして、償還したい旨の申入れを致しまして、向こうの金融機関等のほうからも了解が得られた場合、協議が整った場合にこれまでも実施をしてきているところでございます。それから、政府資金の繰上償還につきましては、いろいろと条件がございまして、そういうものに合致するものがあれば償還をこれまでもしておりますけれども、今のところは政府資金のところは、そういう合致するものがないということで、現在のところは縁故資金のみということでございます。

○委員（厚地 覺君）

安心安全課について伺いますけれども、防災行政無線整備事業のこれが不調に終わったとありますけれども、何社くらい入札して、なぜ不調に終わったのかの要因と、それと登山道の避難壕、これが周辺環境などにおいて不適であるということは、もうあの辺にはできないということですかね。やはり防災面からいけばできないはずはないと思うんですけれども、その辺もちょっとお答えください。

○安心安全課長（酒元 博君）

まず、防災行政無線の関係から申し上げます。まず、防災行政無線とコミュニティ無線の接続の目的から申し上げますけれども、この業務委託については平成23年4月から運用を開始しております同報系防災行政無線、それと今回、牧園と霧島地区における各自治公民館、それから自治会で整備をしているコミュニティ無線とを接続する。そして、連動して活用するために現地調査、それから周波数の調査、電波伝搬調査、それから回線設計等を行って、緊急時に防災情報等を各世帯に速やかにかつ確実に伝達しようということを目的としておりますけれども、この中で、この防災行政無線とコミュニティ無線の接続をできる業者というのが、本霧島市に登録されている業者が4社しかございません。この4社に指名委員会で指名の決定を受けて、指名通知をしたところなんですけ

れども、うち3社が業務多忙というようなことから、3社が辞退された。そして1社に工事契約検査課と協議をしながら随意契約で見積徴収をしてもらったんですけれども、それでも不調だったということで、これにつきましては翌年度させていただきたいということでございます。もう1点目の避難壕につきましては、当初2か所、説明を申し上げましたとおり大浪の池の登山口、それから新湯展望台ということで、環境省それから林野庁といろいろと協議をしたところでございます。大浪の池登山口につきましては、観光客、登山客の滞留の時間も長いというようなことで、人数等を考慮すれば設置は当然必要であろうということで現在、工事を行っているところでございます。もう1か所の設置予定の新湯展望台のバス停、御存じだと思いますけれども、ちょうど眺めがいい所でそこを予定していたんですけれども、その設置場所の所がいい写真撮影の場所だということ、そして高い木が何本もあって、これはなかなか切れない。環境省それから林野庁と協議をしたんですけれども、切れないというようなことでございました。そして、その前の対面のほうも考えたんですけれども、新燃岳が道路のこっち側にあれば、どうしても入り口が向こうを見ないといけない。どうしても人の目につかない所が入り口になるということで、防犯上も不適じゃないかということで、いろいろその近辺も調査したんですけれども、どうしてもなくて、もう大浪の池の所の1か所にしたということでございます。一応、避難壕の必要性というのは今後も検討していかなければならないんですけれども、一応、昨年度2か所、今回1か所ということで、3基設置ということで、一応の設置については完了したということでございます。

○委員（厚地 覺君）

旧道路公団の管理事務所跡なんか検討されなかったんですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

そこについても検討したところでございますけれども、やはりどうしてもそこに設置するというのをいろいろ検討したわけでございますけれども、距離的なものとか道路の関係、いろんな諸条件を考えたときには、やはりそこについても余り意味がないなというようなことで1か所ということです。様々な検討、位置的な問題、人の体重の関係とかそんなものを色々検討させていただきましたけれども、そこについても不適という検討結果でございました。

○委員（志摩浩志君）

そのコミュニティ無線の件ですが、成立しなかったということですが、技術的な面なのか、価格で折り合いがつかなかったのか、どうですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

指名通知をするときに、指名委員会でいろいろ協議していただくわけですが、技術的にはもう問題はないということでございまして、やはり金額的なものだということでございます。

○委員（中村満雄君）

法人市民税が1億6,000万円増額ということは、法人の経営環境というのが好転しているって見ていいわけですか。

○税務課長（谷口信一君）

新聞報道等でいろいろ報道されていることではございますが、大企業とか製造業においていい方向へ向かっているというような報道をされておりますけれども、まだまだ小企業とか賃金辺りまではまだ到達していないけれども、やはり上のほうはいいほうに向かっているというようなことでございます。

○委員（中村満雄君）

確かに大企業は非常に潤ってきている。だから、ボーナスもたくさん出すとかそういった方向みたいですが、霧島市内でたくさんの企業があると思いますが、おっしゃっていますのは、霧島市内でも、例えばソニーさんとか京セラさんとかそういった大きい所の部分だとしていいですか。それとも裾野の小さい、例えば10人とかそこら辺の小さい従業員がいらっしゃる所まで波及しているとか、どのように受け取ったらいいのでしょうか。

○税務課長（谷口信一君）

今回の補正に関しましては、大きな所と取っていただければいいと思います。

○委員（中村満雄君）

その件は分かりました。ところで、諸収入ということで、延滞金とか過料が予算よりも遥かに2,500万円ということになっているんですが、延滞金収入ということですので、払わなかった人から延滞金を取ったということでの増額なんでしょうけれども、ということは個人のほうでやはりそういった、余り景気が良くないような状況というふうに見えていいんですか。

○収納課長（徳田 忍君）

延滞金につきましては、その方の所得でというようなこととは関連していないと感じておりました、実際、税金を滞納された方が督促が出てからその後に支払われるまでの期間に、延滞金という形で加算金が付きますけれども、その分がその方が払われるまでの間に掛かった分が入ってきたと。ですから、取れたときに発生する分でございますので、当初予算のときには少なめに組んであって、それが今回、年度末でその実績で計上した分が2,500万円であったということでございます。

○委員（中村満雄君）

余りいい言葉ではないですけども、延滞金というのは期限内に納めなかった人に対して罰則的な金額ということですけども、当初その300万ということで見積っていて、これは例年こういった状況になるんですか。それとも今回その300万が、凶らずも2,500万の収入になったとか、そういった受け取り方、どっちなんだろうね。

○収納課長（徳田 忍君）

例年、延滞金につきましては、発生したときということで例年、当初では300万円という数字を計上しておりますけれども、決算時期になりますと、毎年2,500万、3,000万という数値で推移していると考えております。

○総務部長（川村直人君）

補足をして申し上げますが、延滞金は先ほど議員御指摘のようなものですから、余り当初からそういうのを想定して、私どもも見たくないわけですよ。できれば延滞金はないほうがいいわけですので、ですから当初予算には抑えて見ると。そして、こういった3月補正のときに、実績に近い形でその差を計上させていただくと、そのように取り扱っているところでございます。

○委員（中村満雄君）

分かりました。財産管理費が5億9,000万円から22億円と非常に増えているんですが、もう1回この所がちょっと理解できていないんです。そこをちょっと説明してください。

○財務課長（新町 貴君）

財産管理費の主な増の要因といいますか、先ほど歳出の説明のときに致したんですけども、決算見込みをしていきますときに、まず一般財源等のそういう調整等も凶っているところでございます。まず、繰越金というのは24年度から25年度へ繰越しをしたものがございます。それにつきましては、総務部長の最初の説明、そして口述書の8ページのところでございますけれども、今回、追加をしたもののほとんどが積立金と繰出金でございますが、そのうち財政調整基金に繰越金の関係で決算剰余金の2分の1の額を下回らない額の積立てということが決まっております。そういうことで決算剰余のその2分の1の下回らない額と、それにまた一般財源等の調整をしたもの等での更に積み増しをしたということで、財政調整基金に6億9,486万9,000円をまず積立てをしたということでございます。それから減債基金、これは繰上償還等に備えまして、減債基金に4億5,010万7,000円をしたということでございます。それから、24年度の国の経済対策でございますが、ここの補正予算、市で受けたものの一般財源に相当する分、国の補助金とか、そういうものを差し引いた額の大体8割相当額が元金交付金という形で25年度に交付されました。25年度の事業に実施したのもございますが、それで25年に実施ができなかったものの金額、これを国の補正予算のほうでは25年度までしか執行できませんので、これを一たん基金に積み立てて26年度に執行しようと、そういう

ことをございますけれども、そういうことで特定建設事業基金にその分を積んだということです。特定建設事業基金には積み増しの部分もございます。それから金額的には小さいですが、ふるさときばいやんせ基金にまた約250万円を積み立てたもの、そういうことで増えているということをございます。今回の財産管理費の中で増額になった主なものは、基金の積立金と土地開発基金への繰出金、この2つが増額の主な要因ということになっているとございます。

○委員（中村満雄君）

すみません。過去のことを知らないんですが、過去も大体このような極めて大きな増額とか修正がなされているんですか。

○財務課長（新町 貴君）

これまでも3月にそういう決算剰余金の積立てでございますとか、あと決算見込みをしていきますと、今回、人件費も調整しております。そういうもの、あと入札残でありますとかそういうもの等をずっと勘案していきますと、当初見込んでいた一般財源、この辺のものとの差が出てまいります。そういうことで見込める剰余の部分について、また今後のために基金に積み立てていこうということで調整をしているところでございます。

○委員（中村満雄君）

昔からということは、その予算の補正前というのは、一応、きっちりお見積もりされてそのような金額を計上されるはずですよ。それが異様に差があるというのは、元々からそういった傾向があるんだったら、当初の予算の立て方がまずいんじゃないんですかとか、当初からそれを見積もるべきじゃないんですかとかそういったことを言っているんですか。

○企画部長（川村直人君）

予算を計上する場合は、歳入と歳出が主にあるわけですがけれども、当然、その歳入に見合った形での歳出予算というのを組むわけですね。どうしても財政的に厳しい所はまず歳出をして、それをどうやってその歳出分の歳入部分を埋めようかというところになるわけですがけれども、普通は大体歳入というのがどの程度見込めるので、これに見合った予算規模にして歳出を計上していくわけです。今回の場合は、先ほどの課長のほうからもありましたように、地方財政法などでその年の繰越金の2分の1は翌年度で必ず積まないといけないように決まっているものですから、例えば、25年度の繰り越し、決算剰余で10億円出たとすると、その半分の5億円は必ず翌年度に積立てをしないとけないように決まっているんです。ですから当然、その分については、いつの補正予算で計上するかは別としましても、今回の場合は3月でその2分の1相当分の積立てをしたという形になります。ですから、我々財政を担当する者は、本来ならば当時予算で済めばそれで終わりでもいいんですけれども、なかなか当初予算だけではこういった非常に社会経済情勢がくるくる変わる、あるいは国のほうも景気対策で補正予算をどんどんされれば、それに対応してまた都道府県あるいは市町村も補正予算を計上して柔軟に対応していくというような形になりますので、どうしても今度の3月補正の分については、1年の実質的には最後の補正予算になりますので、やはり決算見込みに応じた補正予算となりますので、通常の場合の補正からすると、若干金額の規模も大きくなるというのが普通の傾向でございます。

○委員（中村満雄君）

この積立てというのは、積み立てるということは貯金、ということはこの積み立てるということは財政の健全化とかそういったふうに評価していいんですか。それとも、ただ数字だけのものですよと、そういったことになるんですか。

○総務部長（川村直人君）

これは、やはりそういった年度間の調整をしていくと。財政の健全性を確保するという意味で、法的にもそういうふうになっているわけです。ですから、借金である市債、これは極力減らしていく。それから基金については、これは貯金にあたる部分ですがけれども、貯金ができるときは貯金をして、いざというときに貯金から切り崩していくということです。ただ、基金も積みばいいとい

うものではなくて、やはり適正規模というのがあるわけですので、その金額についても検討しなければならぬわけですが、今のところその余裕を持って貯金ができるという状況はどこの市町村も多分ないと思いますけれども、できるだけまさかのときに備えて、1番予算で影響を受けるのはやはり市民の方々ですので、様々な影響が出た場合にできるだけ予算を組むのに財源が確保をしておかないといけないということでは、基金もある程度は持っておかないといけないと考えておりますので、その辺の年度間の調整をしていくという意味では、非常にこの基金の持つ意義というのは大きいわけですね。ですから、先ほど時任委員のほうからもありましたけれども、28年度から合併特例が段階的に縮減されていけば、今の予算規模は非常に大きいわけで、これを縮減していかなければならないとなれば、やはりそういった基金の持つ意味というのが今後ますます大きくなっていくんじゃないかなと思います。

○委員（中村満雄君）

勉強させていただいています。ということは、ほかの市町村はこういった積立てができていない、例えば、市町村の会計の健全性とかそういったのを測る尺度として、積立てをしている所は、先ほどおっしゃいましたけど、余裕があるからじゃなくて、ちょっとでも積み立てておいたほうがいいのかそういった判断だということをお伺いしたけれども、全くそれができていない市町村とかそういったのはあるのかということと、健全性を図る尺度としても使えるんでしょうかということはいかがでしょう。

○総務部長（川村直人君）

他の自治体も財政状況によって様々です。ですから、合併前のこの1市6町の財政状況についても見ていただければお分かりになると思うんですけれども、起債の状況あるいは基金の状況を見ていただければ、大体起債が多いところは基金も多ければいいんですけど、地方債の残高が多くて基金は少ないというのが、非常に厳しい財政状況のある自治体の姿だと思います。ですから、ここで1番心配なのは、地方債もある程度、適才事業、つまり地方債を起すことに必要な事業については、お金は借りても今度はその元利償還金を返せない、一般財源がないとですね。地方交付税で見てくれればいいんですけれども、それも100%措置がある分についてはなかなか少ないですので、一般財源がやはり元利償還金を返す際にもいるわけですね。そうすると、借金をしたいんですけど返すお金がないということで、借金もできない。そうすると、事業などもなかなかいきにくいというような状況にあります。ですから、借金をするにもそれを戻すお金がないといけない、そういうためには、常日ごろからある程度の基金というのは持つべきじゃないかと思ったり、これだけ景気の変動というのが、まあ今のところは上昇傾向にあるわけですが、これがいつまた下方になるかも分かりません。そういうことに備えて一定の基金というのはやはり必要なのではないかと思いますし、どの自治体もその辺については分かっておられるわけですが、そこが現実的にどの程度の基金が積めるかというのは、それぞれの自治体の状況によって違うと思います。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時17分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（川村直人君）

先ほどの答弁で、その財政力を図ることで基金と市債の状況を説明しましたがけれども、ほかに財政力指数とか経常収支比率、様々な指数がございます。それにつきましては、毎年決算の認定をさせていただくときに決算の概要という資料をお配りをしておりまして、そこにそういった指数の解説あるいは本市の実情なども記載をしておりますので、ぜひ参考にいただければと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど出ましたけども、安心安全課の業務委託の工事ですけれども、今、業務委託では非常に入札で不調が多いと。先ほど言われました4社のうち3社は辞退されたと、1社で見積入札みたいなのをされたと言われましたけども、やはりそれでも不調になったということは、見積もりがおかしいんじゃないかというようなことも感じるわけですけれども、あとで工事契約検査課のところでも話をしますけれども、もうこれができなければどんどん遅れていくわけですので、やはり話し合うところは話し合っ、業者ともしっかり詰めることは詰めて、何がおかしいのかその辺まで検討していただければ、体制整備をしていただきたいと。これは、来年度また出されるということですから、地元だけでされるんですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

業者につきましては、本市に登録がある業者で、電気、通信それからこの業務が完遂できる業者をそれぞれまた指名委員会で指名して、やっていきたいということでございます。

○委員（新橋 実君）

結局、現在はその業者が4社しかいないわけですよ。そうなったときに、またそういうような形で不調になると、あとどういうふうな形でやっていくということが、なかなか見えてこないわけです。ほかの業種においては、鹿児島市内からとったり、そういうことも、私たちもできるだけ地元でしていただきたいわけですが、やはりその辺のそういった企業等の、打合せをするというのは、なかなか不適當かも分かりませんが、ある程度はどこがどういうふうな形で、どういうふうなのかということもしっかりと把握するような形で今後は進めていただきたいと、これは要望します。

○委員（時任英寛君）

それでは、税還付の未払いの件について新聞報道等がなされておりました。これについて説明をいただきたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

還付加算金が適正に支払われていないという実例が、報道などで行われております。本市につきましても報道がなされたとおり、そういった事例が発生を致しております。これは還付加算金でございますので、本税を還付していないというわけではありませんが、その還付をする分に対する利子を払っていないということでございます。現在、税目あるいは税額などを調査しておりますが、判明し次第還付させていただくという手続を取るようになっておりますが、まだ現在調査中でありますので、確定したことがまだ発表できない状況でございます。本市といたしましては、概要がはっきりし次第、議会の皆様方にも機会を設けていただいておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○委員長（時任英寛君）

今、非常に便利なシステムが導入されております。その方の所得またはそういうものを入れ込むことによって、自動的にそのシステムが計算していくんですけれども、便利なそういうシステム構築ができていて、職員が税の理論、ほかの業務もそうですけれども理論的なものを把握していない部分が多々あるんじゃないかと思っております。だから、加算金というのは、通常余り掛かってこない部分なんですけれども、やはりその理論が分かれば当然、いつからその加算金の計算をしなければならぬのかということも認識していくわけですね。今後はそういう効率的に便利なシステムは使うけれども、理論が分かった上で職員がその業務に従事しなければ、こういうミスというのは今後も出てくると考えますので、そこ辺りにしてもしっかりと研修等を行っていただきたいと、これは求めておきます。

○委員（前川原正人君）

先ほど税務課長のほうから固定資産税は現年度課税分が家屋の新築、増築分の増額、そして負担調整措置による増額が見込みよりも多かったということでおっしゃったわけですが、この部分をどのように分析をされていらっしゃるのでしょうか。それと決算見込みに基づいて、滞納繰

越し分については決算見込みで、今までの流れの中で8,000万円を増額ということなんですけれども、これはそれとしてそれなりのこれまでの流れがあるわけなんですけれども、この5,500万円の増額の部分の分析はどのように。主な理由と言ったほうがいいでしょうけれども、どのように分析されているのかお聴きをしておきたいと思います。

○税務課長（谷口信一君）

固定資産税の増減の要因につきましては、先ほど土地については負担調整措置によるものと。家屋については新築、増築分の見込みが過少であったというようなことで説明いたしましたけれども、これはそれぞれについて要因がたくさんありまして、その中で、こういう要因が主なものだろうということで上げておまして、それぞれの要因で、この要因に対していくら増というような計算はしておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

例えば、26年4月1日から消費税が8%になるとか、それはもう社会的状況、変動によるとか、個々にあると思うんですけれども、それは負担調整措置によるもので増額となるんですけど、その辺の客観的な立場で見た時に、どういうふうに分析をされていらっしゃるかとということをお聴きしているんです。

○税務課長（谷口信一君）

土地の負担調整措置につきましては、ある程度評価額の80%で止めましようとか、また改正によって90%で止めましようとか。今現在これは100%まで行きましようというように、それぞれ地方税法がその都度改正になってきて、だんだん上がってきておまして、その分でちょっと計算上少なく見積もっていたというような部分もありましたので今回、プラスで計上しております。家屋の新增築分につきましては、予算を10月、11月頃計上するわけでございますけれども、その中で、出来上がっていない家屋、12月いっぱい出来上がるかどうかの家屋、この辺の特定というのはなかなかちょっと難しいところございまして、その分で少なく見積もっていた分を計上したというようなことでございます。

○総務課長（越口哲也君）

先ほどの池田委員からの御質問にお答えしたいと思います。消防につきましては、この常備消防の中に181名、定員いっぱいの職員が入っております。一番多い費目になっております。そういう中で、各費目の中には2人であったり、多くても30人、40人というくらい的人数でございましてけれども、教育費なんかを全部足してみますと、131名の職員がいて、ここに5,154万1,000円の減額、これは10の教育費を全部足してみただけなんですけれども、そうしますと、1人当たり39万3,000円の減と。消防費はここにありますように、6,116万5,000円の減、ここに181名入っておりますので、1人当たりになりますと33万8,000円の減ということで、全体的に捉えますと大体消防のこの額くらいの減額が全体的に行われているということですので、この7月からの職員の給与削減に伴う減が、もう全てであると御理解いただければいいかと思えます。

○委員長（前島広紀君）

今の答弁でよろしいですか。

○委員（池田 守君）

はい。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで総括及び総務部関係に関する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時43分」

△ 議案第18号 平成25年度霧島市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第18号、平成25年度霧島市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第18号につきまして、御説明を申し上げます。詳細は課長のほうから説明いたします。

○安心安全課長（酒元 博君）

はじめての委員もいらっしゃいますので、概要を説明します。本事業につきましては、交通事故による負傷者等を救済して、見舞金を給付する市独自の相互扶助事業でございます。市の合併が平成17年11月7日でしたが、国分市そしてほかの旧6町もやっておりましたが、平成18年度から国分市の単独事業を引き継いだ形ですとずっとやってきているところでございます。補正予算書の8、9ページでございます。款4の繰越金、項1の繰越金、目1の繰越金、455万2,000円は、平成24年度事業の精算に伴う繰越金です。補正予算書の10、11ページでございます。歳出のほうですが、款1の総務費、項1の総務管理費、目1の交通災害共済管理事務費で455万2,000円を計上いたしております。内訳につきましては、交通災害共済基金への積立金として329万5,000円、一般会計への繰出金として125万7,000円となっております。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

この前、我が家にも送ってきていましたが、500円の積立金のことなんですかね。

○安心安全課長（酒元 博君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

補正額を455万2,000円ということで、基金への繰出金ということで予算計上されているんですが、今回の補正予算の3月までの締めで、口数の実績等についてはどういう状況になっているんでしょうか。

○交通防犯G長（鮫島政昭君）

25年度の実績につきましては、加入者数はただいまのところ2万8,144人で、見舞金の支払額は192人の請求がございまして、1,312万円を支出しているところでございます。これは1月31日現在の状況です。

○委員（中村満雄君）

これは500円だけで、選択肢はなかったですね。

○安心安全課長（酒元 博君）

そのとおりです。お一人、加入した翌日から翌年の3月31日までが保険適用期間ということで、500円でございます。

○委員（平原志保君）

小・中学生は、確か霧島市が掛けてくださっていたと思うんですけど、そのお金はどこから入るんですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

免除の対象者が小・中学生それから75歳以上の高齢者ということで、高齢者については市のほうから繰入れをしていますので、その中で見ておまして、小・中学生については別な分野から、直接歳入ということでこの特別会計には入ってこないんですけど、市のほうで見ていこうという趣旨の下、免除しているところでございます。

○委員（中村満雄君）

この事業は、ここで話すのが適切か分かりませんが、民間の交通災害保険と比べて、見舞金は有利なんですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

私どものやっているのは、先ほど趣旨を説明したとおり相互扶助です。会費を払って、500円で見舞金、そういった相互扶助の関係、これは、見舞金でございます。一般の民間の保険会社とはちょっと若干趣旨が違って、保険という観点から、見舞金と違いましてやはり保険のほうの手当てが大きいというふうに認識しております。

○委員（中村満雄君）

伺いたいのは、500円の掛金で確か50万円くらいでしたよね。だから、それが民間の保険で、例えば自転車でこけたりしたときの保険金とはどうなんだろうかということで、この事業が民間のそれと比べて有利性といいますか、市民にとっての有利性というのがありましたら教えてください。

○安心安全課長（酒元 博君）

これにつきましては、死亡見舞金が50万円で、1等級から9等級まで分かれていまして、けがの程度によって分けてございます。7日以上あればすぐ見舞金が払えるということで、平成24年度に比べて25年度も利用者は増えております。そういったことから、やはり保険と比べたら補償は小さいかもしれませんが、かなり重宝がられているというか、加入者も増えている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど答弁の中で、加入者が2万8,144名で、見舞金が192名ということをご報告いただいたわけですが、以前、例えば県外に息子さんや娘さんがいらっしやって、交通事故に遭ったと。その中で、全く関係がないわけではないですけど、身内がいるということでそっこのほうに保険金があったとか、そういうことで一つのラインを一回引いたことがあるとは思いますが、そういうトラブル、問合せとか、そういうのは25年度中に事例はなかったんですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

御指摘のことにつきましては、今年度中は全くございません。

○委員（前川原正人君）

できることならその辺の条件というんですか、これはあくまでも相互扶助に基づいた共済という位置付けではあるわけですが、ややもすると血族相続を見た場合は、財産権なんかは血族相続が優先をしていくわけですが、条件を明確にするとか、トラブルを回避するための手立てというもの、どういう努力をされているのかお聞きしておきたいと思えます。

○安心安全課長（酒元 博君）

今月に入って、各家庭に納付書と、こういったチラシを入れて郵送したところです。この中で、こういった事故が適用になるのか、請求のやり方とか詳しく書いてございます。また、盛んに電話等の問合せ等も来るんですけど、そこの中での対応とか、あるいは総合支所等や総合窓口にも、私どもの手作りで、こういったことがあったらこういったことを説明してくださいということで、準備もしております。また、詳細については交通災害共済の条例及び規則の中で詳しくうたっているところです。

○委員（木野田誠君）

この保険について、申請があった分で支払われないというのがあったのかどうか、あるのかどうか。それから、その判定はどこでされるのか教えてください。

○安心安全課長（酒元 博君）

今までで、請求をされて支払いがなかったということについては、私の中では記憶がございません。ただ、難しかった事案につきましては、今まで開催したことはないですけども、交通事故審査会というのがございまして、その中でいろいろ議論していただいて決定していただくということでございます。

○委員（時任英寛君）

先ほど質疑がありました免除者の、小・中学生の人員と高齢者の人員についてお知らせいただきたい。

○交通防犯G長（鮫島政昭君）

25年度中の小・中学生免除者数は1万1,341人で、高齢者75歳以上の免除者数は1万6,564人となっております。

○委員（時任英寛君）

先ほどの説明では、高齢者の分については一般会計からの繰入れも実施をしているということでございますけれども、これは全額ではございませんよね。考え方としたら、この免除者の分について、本来この会計について基金がありましたけれども、基金を取り崩しながら運営をしてきて、現状においてはほとんど枯渇している状況にあると。そういう中で、この小・中学生及び高齢者の分については一般会計からも繰入れをして基金をためていたんですけれども、結局、必要分だけを繰入れをするという、そういう運営に変わってきていると認識を致しておりますけれども、その中で今、説明がございました見舞金の支払いの192名、これが小・中学生と高齢者の割合についてどうなっているかお知らせいただきたい。

○交通防犯G長（鮫島政昭君）

192名、1,312万円の内訳について御説明申し上げます。児童・生徒数は15件で77万円、高齢者は37件で280万円、一般加入者は140名で955万円となっております。

○委員（時任英寛君）

26年度もこの特別会計については計上し、上程がされておりますけれども、今後の考え方ということで、議会においてもこの特別会計は存続すべきなのかという議論はあったわけですよ。最終的には、持ち出し分のほうが多いんじゃないかというようなことも含めまして、議論を議会でしてきたと認識を致しておりますが、26年度を計上するに当たって、25年度の年度内にこの会計の存続の議論はなされたかお伺いします。

○総務部長（川村直人君）

今、御指摘の点につきましては、今回は補正ですけれども、26年度の当初予算でも従来どおりお願いはしております。しかしながら、御指摘の件も我々も認識を致しているところでございます。本来の相互扶助という形からこの制度は創設されたわけですけれども、御指摘のとおり基金についても枯渇してきており、一般会計の繰入れのほうに今後は、やはりある程度は頼らざるを得ないというような状況でございますので、26年度中の早い時期に、27年度以降どうするかということについては検討するというようになっておりますので、いろんな御意見を伺いながら27年度以降については決定をしていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

この制度は、私どもは旧霧島町の時代は、小・中学生であろうと、75歳以上であろうとみんな500円ずつ掛けていたわけですよ。途中からかよく分かりませんが、合併してからかどうかは分かりませんが、こういうふうにか小・中学生、75歳以上の方は免除という形でありますけれども、これは相互扶助という形で成り立ってるもんだと思うんですよ。非常に便利な制度なんですよ、現実的に私の息子も通学途中に自転車に乗っていて、ペダルを踏み外してけがをして、この保険をいただいたこともありますけれども、極端なことを言えば、一輪車を押してけがをして、その人も出るというような話も聞いたことがありますけど、まあそれが本当かどうか分かりませんが、相互扶助という意味からすると、これは免除者をつくるんじゃないかと、任意加入ですから、そこ辺は全額500円ずつみんな加入する人は払ってもらうというのは方向性を、資金的なもので枯渇しつつあるのであれば、そこらも十分考えられたほうがいいんじゃないかと思うんですがどうですか。

○総務部長（川村直人君）

この制度については、合併当時、その市・町によって差がございましたので、それらを統合して現在の霧島市の形になったわけです。現在免除者の方についても有料にしたかどうかという御指摘です。その辺も検討の中に入れて、今後どうするかと。在り方については一つの方法として、また検討させていただきたいと思えます。

○委員（木野田誠君）

今はやりのワンコインですから、みんな納得していただけるんじゃないかなと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第18号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前11時02分」

「再 開 午前11時04分」

△ 議案第15号の続き

○委員（前川原正人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第15号について、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

議案第15号、平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）のうち、企画部関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算は、企画政策課、行政改革推進課、共生協働推進課、情報政策課が所管する歳出予算の減額が主な内容でございます。企画政策課につきましては、バス関連の実績見込みに伴う減額補正をはじめ、空港周辺地域環境整備事業経費や国際交流関連経費等のそれぞれ実績見込みに伴う減額補正のほか、所管する基金の利子見込み減に伴う積立金の減額補正等を行おうとするものでございます。行政改革推進課につきましては、指定管理者制度導入事務経費等の実績に伴う減額補正を行おうとするものでございます。共生協働推進課につきましては、地区自治公民館集会施設の水道料金を負担するために必要な経費を計上する一方、移住定住促進事業の補助金申請見込みによる減等不用額が見込まれるものの減額補正を行おうとするものでございます。情報政策課につきましては、内部情報システム運用事業経費等の委託料等の実績見込みに伴う減額補正や、地上デジタル放送支援事業の補助実績見込みに伴う減額補正等を行おうとするものです。なお、歳入につきましては、それぞれの歳出の実績見込みや所管する基金利子の実績見込み等に伴って補正を行おうとするものです。以上で、私からの総括説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、各担当課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（山口昌樹君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○行政改革推進課長（茶圓一智君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○共生協働推進課長（田実一幸君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○情報政策課長（宝満淑郎君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

予算と異なるかもしれませんが、先般、議会のホームページが見えないという事態が発生しました。そのことは事務局長のほうにはお伝えしまして、釈明いただきました。今回、市議会議員の一般質問の要項を見ようとしたら、そのときも見えないのが長時間ありました。そういった事態がありながら、情報の統制とか管理をしてらっしゃるところは何をされているんだろうと。言い訳はいろいろ聞きましたけれども、そんなことしないでちゃんとできるんじゃないのとか、そういった疑問に思うことが多々ありましてですね、その辺ちょっとお聞かせください。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

先般の市長選、市議選の選挙速報につきましては、本当に申し訳ありませんでした。その後の資料を見れなかったことについては、存じ上げておりませんが、一般質問で答弁した中では、当初、ホームページをアクセスする件数を想定していなかったということで、それに対する対応を今回、とったところであります。ウェブサーバーとかいろいろありますけれども、そういうところの部分について調整をとりまして、次回については市長選、市議選等の選挙速報においてはそういったことが発生しないように、機器の調整等を行ったところであります。

○委員（中村満雄君）

私が申し上げたのはそのことではなくて、それは回答いただいていますので、そのとおり忠実に実行されるであろうと思います。それ以降のことなんです。それ以降、例えば今回の3月議会の議員の皆様のご一般質問の内容が投稿されることで見ておりましたところ、議会のページが全く見えないという時間が長時間ありました。そのことについて、事務局に問合せしましたら、そうですねという話で、ホームページとかそういったことは四六時中、市民の皆さんが御覧になるわけです。そのことを把握してらっしゃいませんか。一般質問の内容が市民の皆様にお知らせすることができていなかったということと、その前の議会事務局長に、これも休日だったんですが、見えないよと。何で見えないの。霧島市のホームページは見えるけれども、議会のホームページが見えないよと、そのことを把握してらっしゃいますか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

事務局長のほうでホームページが見れなかったことについては聞いております。ホームページを更新する処理の仕方がまづかったということで聞いております。

○委員（中村満雄君）

今回の一般質問が見えなかった。そのときも議会のホームページは市民の皆さんは見えてなかったんです。先週のことですかね、それは把握してらっしゃいますか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

一般質問が見えなかったことについては聞いておりません。知りませんでした。

○委員（中村満雄君）

市は、広告だけではなくて、ホームページで重要な情報をお知らせしている。市民の皆様に市の情報をお知らせする大事な道具ですよ。そういった点で、土日祝日でもです。私は企業におりましたとき、情報システム部門におりました。夜中でもいつでも電話がかかってくるんです。見えないよと。その時には、担当者はもう何があっても行かないといけないんです。霧島市の職員はどうされているのか。それは外部に委託しているから、もうそれで責任は果たしてるんですよと、そういったふうにとれるんですよ。何らかの、見えないとかそういったときですね、その窓口、私は議会事務局に言いましたけれども、そうじゃなくて霧島市の全般でここおかしいよとそういったことに対する窓口をしっかりとやらないといけないんじゃないんですか、いかがでしょう。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

ホームページの運用管理、情報政策課が管理しておりますのは機器の更新とかそういうハード面の運用管理をしております。ソフト面の運用管理については秘書広報課がやっております。まずは、

議会等で見れないということがあったときには、まず秘書広報課に連絡が行きまして、それから情報政策課のほうに連絡が来る形になっております。

○委員（中村満雄君）

今回の一般質問の情報が見えなかったのは、その処理の仕方のお粗末さなんですよ。そのお粗末さを情報政策課は御存じでしたか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

先ほど言いましたように、知りませんでした。

○委員（中村満雄君）

ということは、秘書広報課がどのような手順でやったならば、市民の皆様が見えない時間を最小限にできるかとか、そういったことに関する知識がないんですよ。知識がないところにそこが管理しているんですよとのいうのは、それは情報政策課として無責任じゃありませんか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

当然ホームページは日々更新されますので、更新される中においてのその事象、エラーとか障害発生については、まずはその運用管理している秘書広報課のほうで把握する形になります。それから、機器のハード面については情報政策課に来ると。ですから、議会のほうで一般質問を見れないということであれば、まずは秘書広報課のほうに連絡がいて、担当者同士、それぞれホームページの担当者がおりますので、その分については連絡をとっていただくと。その段階でもソフト面でこのほうで解決できない場合については、すぐに情報政策課のほうに連絡いただいて、ハード面のベンダーのほうに調整をとるという形です。

○委員（中村満雄君）

今回のことは、秘書広報課がそういったことに対して配慮するような助言も何もなかったわけですよ。秘書広報課は知らないんですよ、そういったことをすることを手順としてあてがわれていて、その手順が間違っていたわけですよ。そういった点に対して情報政策課というのはマニュアルが間違ってるんじゃないの、この辺で抑えますけれども。それと、ホームページが見えない、そういったことは秘書広報課がおやりになる。それなら休日に見えなかったときに、どうするんですかということに関してはいかがですか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

運用面のことについても、基本的にソフト面であれば、秘書広報課のほうからベンダーである企業に連絡をとって調整をとるという形です。

○委員（中村満雄君）

だから、秘書広報課が休みでしょと。それに関しては、ぜひその方向性を教えてください。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

連絡体制につきましては、また内部のほうで調整してまいりたいと思います。

○委員（新橋 実君）

今の情報関係なんですけども、17ページですね。地上デジタル放送支援事業が今回、共聴施設の新設がなかったということなんですけども、まだ牧之原方面に入ると非常に、こちらの鹿児島の方のデジタルが見えないというようなことで苦情もあるわけです。宮崎のほうは入るけども、鹿児島の方のほうは入らないと、そういったことに対しての市の支援というのは、こういった形できないのか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

地デジにつきましては、平成23年7月24日から、アナログからデジタルに変わったわけですが、平成26年1月27日現在の未処理の世帯というのが、89世帯ほどあります。その内訳としましては、国分で12世帯、福山で12世帯、霧島で56世帯、牧園で9世帯ほどあります。これにつきましては、電波法の改正によりまして国がアナログからデジタルに変えたわけですので、当然補助があります。個別アンテナ対策についても予算の3分の2を国が補助します。それから、NHKのほうで1世帯当たり10万円を補助します。そして、市と県のほうは、個人負担が3万5,000円を超えた分に

ついて2分の1ずつ負担するという形をとっております。個人負担につきましては、国の補助率が非常に厚いです。通常、1世帯のところで、敷地内については国の補助は10分の10出ます。どうしても自分の家の敷地外からとる分については補助が3分の2という形になりますけれども、通常個別アンテナで自分の家でつないだ時に、ほぼ国の補助とNHK助成、それから当然、個別の負担の中で35,000円、そういう個別受信対策が終わられているところです。この対策につきましては、国の方針としましては平成26年度までという形で今、話を伺っています。予定とした形で伝わってきてまして、先ほど89世帯ほどといたしましたけれども、この世帯につきましては、東京の地上デジタル放送、TBSとか日本テレビとかフジテレビとか、そういうのを見ていらっしゃるんですけども、そのサービスも来年の3月までということで、当然これは国のほうが衛星放送を使っている、サービスも切れますよとか、通知をされるんですけども、市でも広報等をやりたいと考えております

○委員（新橋 実君）

89世帯については広報等をされるということなんですけれども、私はこれ以外にも見れない所というのが結構あると思うんですよね。把握されているのが、圏域が決まっています、その範囲だけを言われていると思うんですけれども、それをちょっとずつただけで個人負担分が結構出る所が多分あると思うんです。そういった所に対しての市の対応はできないものですかね。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

これは国の施策ということになりますので、デジサポといたしまして、総務省テレビ受信支援センターというのがありますので、そこに連絡していただければ、その地区が新難視地区に認定されれば当然、国補助がありますので、すぐに連絡していただければそちらのほうから受信相談を受け付けて、その難視の状況を調査いたします。それで該当すれば補助金が出ますので、ぜひまたその周知方もよろしく願います。

○委員（新橋 実君）

国の補助が出る所はいいんですけれども、出ない所があるわけです。難視地域じゃなくても実際、自己負担が結構掛かるような所があると思うんですよ。今現在も見えない状況で、協調アンテナな何か付ければ見えるのか分かりませんが、非常に見えにくい所があるわけです。鹿児島からの放送はほとんど見えない所もわけです。そういった所に対して、市の補助はできないのかということですか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

市の補助としては、あくまで国の政策ということで、今のところは検討してないところです。それと、建物による電波障害、建物が建ったために影のところが見れなかったとか、それについては原因者ということで、その建物の方で調整していただくということで、それについては当然市の補助もありません。あくまでも国の補助としては、アナログからデジタルに変わることによってテレビが見れなくなったことに対応しておりますので、市としてもそれに沿った形で補助したいというふうに考えております

○委員（新橋 実君）

それであれば、市のほうもそういった地域を確認をしてもらいたい。ただ、エリアが決まっているからどうこうじゃなくて、そういった所をずっと回っていただいて、本当にどういう状況なのか確認して、これは本来に対応できないとか対応できるとか、そういったことも含めてやっていただきたいと思っておりますけどいかがですか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

これにつきましては、先ほどありましたように国の施策でやります、国のほうが、机上なんですけれども、この地区は見えない地域であろうかという形で把握しております。それについては、市のほうにも連絡いただいておりますので、この地域については見えないであろうというのは大体把握しております。ですので、そういう方がいらっしゃいましたら、すぐにデジサポのほうに連絡

していただければ調査いたしますので、よろしく申し上げます。市としてはあくまでも国の施策にのっとった形でやっていきたいと考えております。

○委員（新橋 実君）

机上であれば、机上と現場は違うと思うんですよ。だから、そういった所を把握するために、市の職員がそこを巡回すれば、ある程度の把握はできると思うんですよ。そこら辺を指導していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

それについては、非常に厳しいところがあります。ですので、あくまで、住民の方に連絡していただいてという形が基本なのかなと考えております。当然、市のほうに来てくださいますとすれば当然、そこにお伺いしたりとか、話を聞きに行きます。

○委員（中村満雄君）

霧島も新橋委員のおっしゃるとおりなんですよ。本当にこの56世帯だけなんだろうかと。私の車は地デジが見れるテレビなんです。ここから家に帰りますとき、切れる所と見える所がはっきり分かるんですよ。そういったことやれば、すぐ分かるのではないんですかということ、見えない人にとっては本当に市に対して、国に対して腹を立ててますよ。そういった意味では、私も積極的に調査すべきだと思います。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

中村委員が言われるのは、霧島高千穂リゾートランドの地域だというふうに思いますけれど、ここのところについては国のほうで調査し、連絡を受けております。これについて今、国が個別受信対策のほうで対策を進めているところです。

○委員（中村満雄君）

そうではなくて、県道60号を市から霧島支所の前を通過してわが家へ帰るときの、途中途中のこと言っているんですよ。だから、霧島支所のあたり、あの辺も本来地デジが見れなかったんですよ。共同視聴アンテナを立てないと見えなかったんですよ。そういった所があって、共同視聴アンテナも負担金があるねと、そういったことで本当は、全部見れるようにするのは国の仕事じゃないかというのは皆さん思っているんですよ。だから、駅前通りの見えない所があるんですよ。湯之宮地区にも見えない所があるんですよ。ということでお願いしているんですよ。

○情報政策課長（宝満淑朗君）

霧島の湯之宮駅前地区につきましては、共聴アンテナで整備しておりますので、その地区については、共聴施設等に入ってくださいと見える形になっております。後は、テレビは嗜好品ですので、本人が見るか見ないかは御本人の判断になります。こちらが強制ということではできません。

○委員（厚地 覺君）

元気なふるさと再生事業、集落支援員の活動実績による減とありますが、集落支援員の目的、どのような仕事をされるのか。そして、市に何名いらっしゃるのかお伺いします。

○移住定住G長（西溜和幸君）

霧島市内には6名の集落支援員がおります。地区につきましては、国分の本戸地区、それから平山地区、そして溝辺の瀬竹地区、横川の山ヶ野地区、そして福山の佳例川地区と比曾木野地区、6地区に一人ずつの集落支援員を配置しております。この方々の業務内容といたしましては、集落内の巡回であったり、集落での話し合い等に参加していただいて地域への指導、助言等をしていただいております。

○委員（厚地 覺君）

国分のほうが多いですけども、牧園辺りはあれだけ限界集落が多いですけど、ないんですかね。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

集落支援員につきましては、65歳以上の方が50%を超えている地域に配置しております。牧園には65歳以上が50%を超えている公民館が現在ございません。公民館単位です。

○委員（時任英寛君）

厚地委員の関連で申し上げますけれども、支援員に係る減額補正が出ていますが、補正ということとはどういうことかという、地域に巡回した回数が減ってきていると認識をするんですが、そういう地域であれば、頻繁に行っていただくのが一つの支援員の役目かと思えますけれども、行かれる会合とか行く日とかを市で定めてあるんでしょうか。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

定めておりません。

○委員（時任英寛君）

それでは、その支援員の意向によって、それぞれの地域に入っていく。または、その地域からの要請によって地域を巡回していくとこのような認識でよろしいでしょうか。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

そのとおりでございます。

○委員（時任英寛君）

コミュニティバス運行事業又は路線バス支援事業、これが減額補正となっております。この制度につきましては、利用料金制をとっておりまして、経費の不足分についてを市が出すようになっていんですが、減額補正ということを考えますと、25年度は利用者増につながっていると、このように認識してよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

今回の減額補正につきましては、当初予算額に対して決算見込みを出したときの比較を致しまして、それに伴って減額ということが一番の理由でございます。利用人数の関係でございますけれども、ふれあいバスのほうでございますが、対前年同時期と比べますと、全体的に人数は減っております。人数的に全部で1,600人程度減っております。補正要因と致しましては、委託料として契約いたしておりますので、当初予算との差額を減額いたしております。路線バスの関係でございますが、路線バス支援事業につきましては、市から公益性があるということで補助金を出しております。それにつきましても決算見込みをいたしまして、決算見込みとの差額で減額になっているところでございます。制度的には、議員が申されたとおり、掛かる経費に利用料金が入ってきて、その差額を市のほうが委託料として支払っているのがコミュニティバス事業の関係、あと路線バス支援事業につきましても、バス事業者が運行を致しております経費について利用料金が入ってきまして、その差額について市、国、県含めて補助金を出しているところでございます。

○委員（時任英寛君）

利用者増かと思っておりましたが、利用者減ということで、当然これは継続されていく事業でございます。利用率を上げるというよりも各地域の、これだけ広い市域になっておりますので、地域間の距離をなくすということが、非常に合併の一つのメリットでもあろうかと思っておりますので、その運行形態も含めてしっかりとまた議論をお願いしたいと思います。それと、次に国際交流員でございます。再任用に伴っての旅費減ですけども、これは最大何年まで同一の方を雇用できるんでしょうか。あくまでも一年一年の更新になるのか。

○国際交流G長（貴島信幸君）

一年一年の更新にはなるんですけども、基本的には3年ということで、特例で5年までできるようになっております。一応、毎年それぞれ本人の確認をさせていただいております。

○委員（時任英寛君）

1年でお帰りになられる方もいらっしゃるわけございまして、ただ一年でお帰りになられる方については、ようやく霧島市というのが分かってきて、認識をさせていただいてそのままお帰りになれば、投資効果というのはあるのかなという懸念もあるわけございまして。できれば、2年又は3年というスパンでお願いをしていきたい部分もあるんですけども、これはまた26年度予算について議論させていただきます。それと、空港周辺地域環境整備事業について、住宅騒音防止対策基金の

実績見込みにより91万3,000円減額するというところでございますけれども、この住宅騒音防止対策は、空港ができていろんな対策を講じてきたわけなんですけど、まだ更に対策というものをしなければならぬのか。例えば、一つの区域に新しい家が建てば、防音対策の事業を導入しなければならぬのか、この仕組みを少し教えていただけますか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

防音対策のことでございますが、国の事業と基金の事業、二つございます。国の事業は国のほうでエリアを決めておりまして、そのエリア内の所が対象になると。基金の事業につきましては、鹿児島県とそれぞれの旧溝辺町、隼人町で基金造成を致しまして、基金のエリアを決めておりまして、その中の所が対象になっております。先ほど新たにそこに居住された方というのは、分かってそこに住まれるということですので、対象外になるということでございます。

○委員（時任英寛君）

であるならば、既にこの事業が開始されて、居住されていらっしゃる方々の防音対策は原則済んでいると認識をするんですけれども、やはり新たな防音対策というのが必要な事業というのはどういふものがあるんでしょうか。

○企画政策G長（永山正一郎君）

防音対策というのは、外壁等の対策ではなくて空調機の関係で、空調機が10年以上経つと更新時期が切れるということで、機械の利用状況に応じて更新が認められているということでございます。

○委員（木野田誠君）

時任委員の関連で、コミュニティバス等の運行事業について、デマンド交通に触れられませんのでデマンド交通もお願いします。それと、青少年海外派遣事業も派遣者数の減とありますが、25年は何名の予定で何名減だったのでしょうか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

2地区運行を致しております。霧島地区の永水地域と溝辺地区の有川地域ということでございます。利用状況でございますが、永水地域につきましては、24年と25年を比較いたしますと、利用人数につきましては、減少いたしております。有川地区は24年の12月から開始いたしております、平均人数でいきますとやはり減少の傾向でございます。それと国際交流の青少年の関係でございますが、募集人員、アメリカが12名に対して12名、ベトナム、これは鹿児島県の国際協力体験事業でございますが、これが2名に対して2名、マレーシアにつきましては、募集が10名に対して8名でございます。中国は5名に対して1名であったために、実施できなくてゼロでございます。

○委員（木野田誠君）

デマンドの人数はわかりますか。

○企画政策G長（永山正一郎君）

永水地区のデマンドの利用者数につきましては、平成24年度は年間1,503人、25年度は見込みですけれども1,443人を見込んでおります。有川地区につきましては、平成24年度は12月から3月までで166人、平成25年度は4月から3月までを見込んで429人を見込んでいるところでございます。

○委員（木野田誠君）

今、1,500とか1,400というような数字が出ましたけれども、この数字を企画のほうではどういふふうに判断されていますか。デマンド交通の事業そのものに対して、1,400名、1,500名という事業が企画に対してまああの数字か、あるいは、量が少ないとか多いとかいふ判断でも結構ですが。

○企画政策G主任主事（生野卓也君）

永水地域に関しましては、以前、ふれあいバスが走っていたときの利用者数と比較して同等程度なものですから、経費として削減できている点で、永水地域においては良好な状態かと思われま。ただし、昨年度と比較すると利用者数が減っていますので、今後利用実態を捉えて何らかの運行の変更が必要かと考えております。一方、有川地域につきましては、永水地域と同じような対象の人口がおりますので、その状況と比較しまして利用者数が少ない状況ですので、これも利用実態を精

査しながら、運行日がこの現状でよいのかその辺を精査していきたいと考えております

○委員（前川原正人君）

説明資料の15ページの中で、移住定住促進事業という項目で、300万円補助金申請見込みによる減ということが大きな理由になっているんですが、この25年度の実績についてはどういう状況だったのかですね、お知らせください。

○移住定住G長（西溜和幸君）

25年度につきましましては、2月14日現在の数字で、全体で補助金による移住者数ですけれども26世帯、74名ということで、この内訳につきましましては旧補助制度、平成24年度まで続けておりました200万円を補助するという制度が、25年の3月31日までに建った家につきましましては25年度中もその申請が認められていることから、旧補助制度によるものがこのうち12世帯、28名、それから25年度からはじめました新たな補助制度によるものが14世帯、46名ということになっております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時58分」

「再開 午後0時55分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。企画部の審査を続けます。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

予算に関することになると思うんですけども、先ほどの移住定住の話なんですけど、26世帯74名ということでしたが、このうちの子育て世代・若者世代は何世帯ぐらいあったのでしょうか。それだけちょっと教えてください。

○移住定住G長（西溜和幸君）

先ほど26世帯74名と言いましたけれど、このうち中学生以下の子供が22名移住しております、年代別で見ますと若い方々、40代以下を申し上げますと、40代世帯が4世帯、30代が8世帯で、20代が3世帯というような実績になっております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの移住定住の関係ですけれど、先ほど御答弁いただきましたように、旧制度と新制度、旧制度は霧島市以外からということの定義があって、新制度、いわゆる25年度からの施行分の世帯数が14世帯ということで、46名ということなんですけど、これは今、平原委員への答弁でもおっしゃったように、旧制度と新しい25年度から始めた部分の住み分けというのはどうなっていますか。

○おじゃんせ霧島特任課長（池之平信明君）

新しい制度の内訳は、14世帯ありますけれども、外側からの転入者が7世帯、それから転居者、国分・隼人の市街地から中山間地域への転居者が7世帯となっております。

○委員長（前島広紀君）

後で表をお願いできますでしょうか。

○おじゃんせ霧島特任課長（池之平信明君）

後でお配りいたします。

○委員（時任英寛君）

ケーブルテレビの財源補正説明資料からでもよろしいんでしょうか、質疑は。情報政策課の2ページ、3ページに記載されている溝辺地区のケーブルテレビ運営事業費のこの補正もよろしいですね。[「はい」と言う声あり] 総務使用料でケーブルテレビ使用料が減額になっております。この溝辺地区におきましては100%に近い皆様方がケーブルテレビに、これは旧溝辺町の事業で加入されておられたと思うんですけども、この減額というのはケーブルテレビを一応脱退して個人受信に切り替えたという考え方で減でよろしいのか。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

ケーブルテレビ使用料の減額補正につきましては、これは使用料のうち、多チャンネルとインターネット契約者がいらっしやるんですけども、それが当初の見込みよりかは契約数が減になっておりまして、その減額補正になります。

○委員（時任英寛君）

ということは、その個別受信に切り替えられたという方はいらっしやらないと、このように25年度中はそういうことでということで認識してよろしいですか。

○溝辺地域振興G主査（有村昌明君）

一部脱退された方々も何人かはいらっしやいます。例えば、独居世帯の方が施設に入られたとかお亡くなりになったという方々で、一部減額というような、基本料が減額というのがありますけど、主な要因としてはこの多チャンネル契約の減額になります。

○委員（中村満雄君）

説明資料の15ページ、元気なふるさと再生事業についてお伺いしますけれども、先ほど集落支援員というのは6名ということでしたが、これは市の職員ですか。

○共生協働推進課長（田實一幸君）

いいえ、違います。

○委員（中村満雄君）

報償費ということですが、21万8,000円の減額ということは、当初どれくらいだったか比較したら分かるわけですが、お一人当たり幾らになるんですか。

○共生協働推進課長（田實一幸君）

1回出ていただいて、一日5,300円となっております。

○委員（中村満雄君）

昨日、時任委員が質問されていましたが、市職員のサポーター制度があって280名ということをお伺いしたんですが、このサポーターさんと集落支援員さんの関わりとか関係とかその辺を。ちょっと切り分けがはっきり分からなくてですね。

○共生協働推進課長（田實一幸君）

集落支援員の方につきましては、その集落に入っていて、集落の行事ですとかイベントですとか、あと総会資料の作成ですとか、そういったのを直接お手伝いいただいておりまして、サポーターにつきましては、地域まちづくり計画書を各地区が作るときにその作業を支援するということと、あと地域と行政とのパイプ役として地域の声を届けるというような形で行っておりまして、職員はボランティアで行っております。

○委員（中村満雄君）

昨日も、その職員はボランティアという答弁でしたが、例えば職員がその場所に、当然辺りな所だろうと思います。時間も掛かるしガソリン代も掛かるしと言いつつながら、そういったところの支援というのはなさっていないということですか。

○共生協働推進課長（田實一幸君）

集落支援員さんとサポーターについては全くの別物でございます、職員については全部ではございませんけど、その地域の出身者をほぼ充てているところでございます。

○委員（中村満雄君）

しつこいですが、最後にしますけれども、サポーターさんということで、市の職員、正規職員も臨時職員も含めてということですか。

○共生協働推進課長（田實一幸君）

正規の職員になっております。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時05分」

「再開 午後 1時05分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時06分」

「再開 午後 1時06分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、消防局関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（塚田修二君）

予算常任委員会の皆さん御苦労様です。近年、気象変化に伴う台風の大型化・局所集中豪雨等により、大規模な自然災害が各地で発生しており、人的、物的にも甚大な被害をもたらしている現状にあり、今後ますます危惧されるところであります。切迫されます南海トラフを震源とする大規模な地震、また活動活発な桜島は大正3年の大爆発から100年目を迎え、大規模な式典や訓練が実施され、今後起こり得る大噴火に備え、防災意識の重要性を更に認識したところであります。また、市民の安心安全を守る防災機関として、初動体制の確立を図るため各防災機関と連携を密にして、不測の事態に備えて、これまでの災害を教訓として生かし、スピーディな防災体制を堅持してまいりたいと思います。さて、平成25年度の常備消防・非常備消防の消防車両更新事業の状況ですが、非常備につきましては、小型動力ポンプ式積載車5台とポンプ自動車2台を更新し、運用開始しております。また、常備消防につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台と、高規格救急車2台が更新され、市民の生命・身体・財産を災害から保護するために運用させていただいているところでございます。それでは、平成25年度一般会計補正予算（第6号）について、消防局次長より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○消防局次長（木佐貫誠君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（時任英寛君）

今回の減額補正につきましては、不用残であるのか。それとも、様々な研修に人員を派遣するわけですが、当初の派遣人数とすれば減員になったのか。ここを教えてください。

○消防局次長（木佐貫誠君）

ただいまの時任委員からの御質問でございますが、各々旅費につきましては研修期間の短縮、それと計画されなかった教育研修、それと事前に今、早割というものがございまして、そういうものを取得したために、その分を減額補正とさせていただいております。

○委員（前川原正人君）

消防費関係の予算、減額補正ということで、給与、職員手当等、共済費の減のウエイトを占めているのが6,116万5,000円ということで、ほとんどがこの人件費の部分でマイナスの減額補正ということが見てとれるわけですが、その詳細、その内容等についてはどういう内容でこういう6,100万円になったのかというのは分かりませんか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

ただいまの御質問につきましては、本庁総務部のほうで一括して答弁ということになっております。よろしく願いいたします。

○委員（厚地 覺君）

よく分からないんですけども、この消防学校、県消防学校、消防大学校、これは初任者は全てこの門を通るわけですか。そしてまた、その訓練期間というのは何日くらい、何箇月もあるものですか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

ただいまの御質問につきましては、初任研修、いわゆる消防経験のない者につきましてはの初任科教育でございます、これは鹿児島県の消防学校におきまして、日置市にございますけれども、前期・後期と2期に分かれての6か月単位での研修でございます。消防大学校につきましてはいろいろな専科がございます。例えば県の消防学校にも救助科とかありますけれども、消防大学校は更に高度な教育を得るための学校でございます、これにつきましても約1か月又は2か月又は6か月というのがございますが、当消防局におきましては通常2か月程度の消防大学校を研修入校いたしております。

○委員（厚地 覺君）

何名ぐらいずつ霧島市消防局から出されるものですか。

○消防局次長（木佐貫誠君）

消防学校の教育、いわゆる鹿児島県又は全国でもそうですけれども、地方、他方からいろいろな研修職員が参りますので、割当てがございます。その中で初任科につきましては、大体今四、五名の入所でございますので、そういった形で入校しておりますが、救急過程というのがございます。これは2か月半でございますけれども、こういったものにつきましては収容人員・収容能力を考えて、学校からの制限がございます、例えば今まで8名であったのが6名というような形でございます。そして、皆様方に一番身近な消防団の研修もございまして、これにつきましては2日間にわたり14名という計画で今までおりましたけれども、県の消防学校から7名ということの割当てで減らされているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今回旅費を早割とかそういうのを使われて、計算をすると約83万9,000円減額になっているわけですが、これについてはこれまではどういったのを利用されていたのかですね。

○消防局次長（木佐貫誠君）

今までもいろいろな形の中で旅行業者のほうへお願いし、取得しておりましたけれども、最近では旅行会社もいろいろなインターネット等での取得、いろいろな競合する会社が増えまして、非常に安価で購入できるような、時と場合によりますけれども、時期にもよりますけれども、そういった形の中で差が生じているようでございます。

○委員（新橋 実君）

特に救助技術指導大会ですかね、これ等に37万5,000円と。これは場所はどこでされるのかですね。あと、救急救命士の育成事業によるこの旅費ですね。それとあと、消防吏員の一般教育研修、こちらはこう書いてありますけど。こちらについてはもうほとんど近くみたいですけど、消防大学校もありますけれども、大体どういった所になるのかですね。

○消防局次長（木佐貫誠君）

まず、救急救命士の育成でございますけれども、東京研修所と北九州研修所がございまして、この研修につきましては6か月間という長期の入校でございます。それと、救急救助活動事業でございますけれども、鹿児島県の消防救助技術指導大会というのが毎年開催されます。これに消防局から選考会を行いまして、代表として参加させているわけでございますけれども、鹿児島県の指導大会ではやはり30人前後出場いたします。しかしながら、九州大会となりますと、なかなか狭き門でございます、九州大会への出場はできないということが、非常に今現在では多くなっております。しかしながら、全国大会というものの、救助技術大会には陸上と水上とございます。その中で県大会、九州大会、全国大会と道を進めていくわけでございますが、水上に関しましては全国大会1本ということで、その状況・情勢に応じまして参加させることができるときには参加をさせている状

況でございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで消防局関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時21分」

「再 開 午後 1時24分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます

○教育部長（宗像成昭君）

議案第15号、平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）につきまして、教育部の全体的な説明を致します。霧島市一般会計補正予算（第6号）の6ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、項1の教育総務費で1,262万円の減額、項2の小学校費で1,113万5,000円の減額、項3の中学校費で143万3,000円の増額、項4の高等学校費で4,431万9,000円の減額、項5の幼稚園費で510万1,000円の減額、項6の社会教育費で1,778万1,000円の減額、項7の保健体育費で831万9,000円を増額し、教育費全体で8,120万4,000円を減額し、補正後の額を49億3,459万7,000円にしようとするものであります。それでは、各項ごとに主な内容を説明いたします。資料は、135ページからになります。教育総務費は、人件費の減額のほか、奨学資金の年度途中の辞退者の発生により、不用額を減額しております。小学校費は、電力量料金の単価引き上げにより光熱水費を増額したほか、実施設計業務委託や仮設教室賃貸借契約の入札残を減額しております。中学校費は、電力量料金の単価引き上げにより光熱水費を増額したほか、パソコン賃借料の入札残を減額しております。高等学校費は、人件費の減額のほか、高等学校施設整備費で入札残を減額しております。幼稚園費は、人件費の減額のほか、幼稚園就園奨励事業で対象園児数の減少に伴い減額いたしております。社会教育費は、電力量料金の単価引き上げにより、いきいき国分交流センター等の指定管理料を増額したほか、図書館費で隼人図書館の空調設備改修工事の入札残を減額いたしております。保健体育費は、電力量料金の単価引き上げにより国分運動公園等の指定管理料を増額したほか、学校給食費で牧之原学校給食センター及び上小川小学校給食施設の実施設計業務委託の入札残を減額いたしております。次に、繰越明許費について説明いたします。予算書は8ページです。款10教育費、項2小学校費の学校施設整備事業では、向花小学校用地整備工事費の950万円を計上いたしました。次に、項7保健体育費の体育施設等維持管理事業で、国分運動公園陸上競技場ユニバーサルデザイン化の実施設計業務委託500万円と、隼人運動場ナイター用照明設備高圧ケーブル取替工事1,500万円の合計2,000万円を計上いたしました。以上で概要説明を終わりますが、詳細につきましては、各課長等が説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○教育総務課長（久保隆義君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○学校教育課長（山口幸彦君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○国分中央高校事務長（西田正志君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○生涯学習課長（津曲正昭君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○文化振興課長（上牧幸男君）

〔補正予算説明資料等に基づき説明〕

○国分図書館長（富永克義君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○保健体育課長（中馬吉和君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

国分中央高校の件で伺いますけれども、人件費で、人事異動に伴い報酬、給料、職員手当等うんぬんとありますけれども、これは金額は大きいわけですが、これは補充はなかったわけですか。それで学校教育に支障はなかったわけですかね。これは何名分なんですか。

○国分中央高校管理G長（高田正子君）

教職員の人数は前年度と比べて変わりはありません。ただ、この減額は、その年度途中で教職員の方が結婚をされたりとか子供さんが生まれたりとか、いろいろな手当関係で増減があることを見越して行っているということで、金額的には多く計上してあります。

○委員（時任英寛君）

奨学資金の貸付事業について、途中退学者があって、辞退届が出ているとございますけれども、これは何名、今回予定している方から減ったわけですか。それとまた、何名分を当初で計上されていたのか。

○教育総務課長（久保隆義君）

途中退学者でございますけれども、高校が1人、大学が2人の3人でございます。それから、奨学資金の予算ですけれども55人分、当初で高校・短大・大学合わせて55人分の予算を計上しております。

○委員（時任英寛君）

途中退学者を除きますと53人ですけれども、現実的には25年度の申請者というのは、採択者と表現したほうがよろしいのでしょうか。結果何名になってこの減額が生じておりますか。

○教育政策G主査（徳留要一君）

25年度の申込状況を説明いたします。予算枠54名に対して申込者が59名ありました。59名のうち採用したのが54名です。あと5名につきましては、所得超過によるもので不採用としております。

○委員（時任英寛君）

原則その条件に合えば、今59名とございましたけれども、59名採択する、今度は増額の補正というのでも組まれますと認識してよろしいでしょうか。

○教育総務課長（久保隆義君）

申込みが多ければそのようなこともございますけれども、ただ今までの状況で、そういうことは一回もなかったようでございます。それと、年度途中で親が辞めたりして緊急に収入がなくなったり減ったりする場合、そういう場合にも緊急奨学生用として予算は当初計上しておりますので、当初予算では通常こう見てみて、不足するような計上の仕方はしていないようでございます。

○委員（時任英寛君）

市のこの奨学資金制度がございますし、国の制度というかそういうのもございますけれども、要は国の制度に申込みをしていて、外れて市のほうに申込みをしようと考えても、その締切期限の状況でどこにもいけないというようなのは発生していないのでしょうか、そういう実例というのは。

○教育政策G主査（徳留要一君）

霧島市の26年度の申込みの申込期限は3月20日としております。ですけれども、今、議員が言われたとおり、その期限に間に合わなかった方については、県の育英財団なりの在学募集という制度がございます。そちらのほうの案内をしております。

○委員（時任英寛君）

了解しました。次に、中学校費の学校管理費、スクールバスの通行事業が44万7,000円減額となっておりますが、理由として運行時間が減少したことによる減というのを、これをちょっと説明していただけますか。通常そのスクールバスというのは運行時間が減少するということが発生するのでしょうか。

○教育総務G長（北井上真悟君）

基本的におっしゃるとおり有り得ないことではあるんですけども、予算の要求は不測の事態に備えて、例えば運転手の方に緊急のことがあって、またどなたかをお願いしないといけないとかそういう事態もございますので、それに備えて予算は確保してございます。運行時間が減ったというのは、例えば長期休暇中の運行回数とか、あとはテスト期間中に午後の便が出ないとか、そういうような形で便数が減るといような状況でございます。

○委員（時任英寛君）

であるならば、この運行時間が減少したことによる減というよりも、当初のその見込額からの減であって、そのテスト期間があって、午後からは運行していないというのはこれは例年あるわけですので、ここの表現の仕方をちょっと検討されたほうがいいかと思えます。それでないと、このまま読めば走らなかった日があるのかなというふうに考えますので、そのあたりはまた今後検討いただきたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

各学校管理費の中で光熱水費が結構増額されているわけですけども、最初4月に予算を組んで、毎回光熱水費というのは増額がされてきているわけですけども、月ごとに契約をされるのかですね。その辺はまずどうなのでしょう。業者との契約ですね。これは1年を通して単価契約をされると思うんですけども、その辺についてはどういうふうな形になっているのか。

○教育総務課長（久保隆義君）

これは電気と水道代ですので、ですから通常のもので、変わることはございません。

○委員（前川原正人君）

説明資料の42ページの中で、ALTの外国青年招致事業ということで81万2,000円減額と。この帰国旅費不用による減ということですが、その内容についてもうちょっと説明を頂けますか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

ALTにつきましては、7月から8月にかけて交代という方がいらっしゃいます。一応帰国するALTの旅費につきましては、こちらから帰る旅費ということで、それを3人分、20万円掛ける3人分、60万円を想定していたんですけども、昨年度お二人は他県の仕事に就くということで、帰国される費用として使われなかったということで、このように残っております。

○委員（前川原正人君）

それと、もう御存じだと思うんですが、大体学校のパソコン、XPが入っていると思うんですね。3月中にメンテナンスを大元がもうやらないということになっているんですけども、その辺の対応は、こういうパソコン等のリース等の入札残ということで表面に出てきていると思うんですが、その辺の部分で万全な対応をされていらっしゃるのかどうか、お聞きをしておきます。

○学事G長（烏丸充弘君）

XP対応につきましては、今年補正予算に計上したんですが、債務負担行為ということで一年限りの事業ということで、先日ですけれど入札を行いまして、一応3月末日まで、4月から間に合うように執行することになりました。

○委員（平原志保君）

外国語指導助手が見込みより少なかったということなんですけれども、もともとは何人を予定されているものなのでしょうか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

外国語指導助手（ALT）につきましては、本市ではただいま5名お願いをしているところでご

ございます。人数的にはそういう5名の人をお願いして、各学校で指導を行っているというような状態でございます。

○委員（中村満雄君）

43ページのスクールバスについてお伺いしますが、霧島は雪が降るということで、雪が降った日にドライバーの方は事前にそのコースを回ると、そういったことをされている事実があるんですが、そういったことを加味して運転手の報酬というのを考えてくれないかという要望があったはずですが、それに関して何かありましたら教えてください。

○霧島教育振興課長（西 潤一君）

ただいまの質問につきましては、時間単価1,500円で支給しておりまして、その事前のコースにつきましても一時間当たり1,500円の支給を致しているところでございます。

○委員（中村満雄君）

もう一点お伺いします。国分中央高校の教職員についての質問なんですけど、これは県立高校の先生方との人事異動とかそういったのはあるんですか。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

県立の高校の教員が、市立の高校に来ております。

○委員（中村満雄君）

ということは、国分中央高校独自の報酬体系ではなくて、県内の高校の先生、一律の何か評価基準でもって報酬が支払われているということでしょうか。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

県の教員と全く一緒ですので、同じということです。

○委員（時任英寛君）

文化振興課のほうにお伺いいたしますが、霧島関係の委員がここは3人いらっしゃるんですけども、霧島神宮のことでお伺いします。今回、社殿の修復事業を取り組んでおられます。そのための検討委員会を開催されて、その検討委員会があるわけですが、ここで指導委員の欠席による残額が出ているんですね。この通常の委員とは別に指導委員というのはそれなりの立場の方ではなからうかと思うんですけども、この検討委員会が何回開催されて、この指導委員の方が出会されたのは何回ありますか。

○文化振興課長補佐（鈴木順一君）

今、霧島神宮の社殿の調査等の委員につきましては、全員で6名お願いしておりまして、そのうちの2名が東京の方になっております。その中の先生方をお願いしているところですが、当初2回ほど検討委員会を進めるような形にしていたわけなんですけれども、先生方の御都合と、それからちょっと神宮等との都合等もありまして、1回開催するというような形になりまして、その分で2名欠席になるというような形になりましたので、その分の二人の分が減額になったというような形になります。

○委員（時任英寛君）

指導委員2名の方が2名欠席となれば、指導をしていただく方がいらっしゃらないと、このように認識してよろしいんですか。

○文化振興課長（上牧幸男君）

この委員会は、社殿の補修については24年度で終了いたしました。そして、社殿の造営が300年ということで27年に控えております。これらがある関係で、引き続き重要文化財としての霧島神宮の価値を今後も確認をしていくということで委員会を設置しました。その指導員というのは6名、我々が調査を今後進めるための、言わば6名の方々が全て指導委員ということでございます。

○委員（時任英寛君）

こういう専門的な委員の方になりますので、できるだけ御出会ただけの方の人選というのも重要になってくると思います。継続的にされていらっしゃると、このように今、説明を受けて認識を

致しましたが、そのあたりのタイムスケジュールというか日程調整をしっかりと、中身の濃い議論を求めておきたいと思います。

○委員（平原志保君）

42ページの通学区域等適正化審議会のことですが、こちらは今回開かれてはいないのでしょうか。ただ数が減っているというふうに見えていいのでしょうか。あと、これは毎回この枠というのは取っているものなんですか。

○学校教育課長（山口幸彦君）

適正化委員会につきましては学校の校区について検討をするときに開催しておりまして、昨年度、3回ほどして方向を見て、今年度2回で収束を考えたんですが、1回で済んだということで、向花小学校校区を10年前に舞鶴中学校ができたときに舞鶴中学校のほうに来たんですが、10年経って国分中学校と舞鶴中学校の生徒数の関係で、今度はまた国分中学校に行くような感じの審議をしてきました。結果として、27年度から向花小学校の卒業生は国分中学校のほうに行くということで結論を出したんですが、前倒しでもう行きたいという子供については本年度から、約半数だったと思いますけれども、新1年生が国分中学校に行くという形で、適正化のほうには更にいいということなので、今年は希望で、来年から校区を変更していくというような形でしょうということに考えているところです。

○委員（中村満雄君）

43ページに遠距離通学支援事業ということで減額が出ていますが、これは中学校ということになっていますよね。小学校で、例えば国分辺りから木原小学校に通うとかそういった生徒がいらっしゃるはずですが、そういった方々の費用というのはどこに、ごめんなさい、それは減額がなかったから載っていないのかもしれませんが、教えてください。

○学事G長（烏丸充弘君）

小学校の場合、遠距離通学を支給しているのは、自宅から学校までが4km以上の児童に対して支給しております。うちの場合は公共交通機関、路線バスを使っている場合に支給しております。ふれあいバスとかを使っている場合は、乗車券を企画政策課のほうで発行して、無料で乗れるようになっております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時05分」

「再開 午後 2時20分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、生活環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第15号、平成25年度霧島市一般会計補正予算（第6号）のうち、生活環境部所管分の概要について御説明申し上げます。今回の補正予算は、各事業の決算見込みによる事業費の精算や人件費の決算見込みによる調整を行うものであります。総務費につきましては、戸籍住民基本台帳費で市民サービスセンター運営事業など955万7,000円を減額しております。民生費につきましては、国民年金事務費、人権擁護推進費での人件費の減額のほか、後期高齢者医療福祉費で県後期高齢者医療広域連合への負担金など7,166万5,000円を減額しております。衛生費につきましては、環境衛生総務費で市営墓地維持管理事業など213万円を増額し、環境対策費で住宅用太陽光発電導入支援事業など1,756万6,000円の減額、火葬場費で130万円を増額しており、また塵芥処理費2,665万2,000円、し

尿処理費70万円をそれぞれ減額しております。また第2表の繰越明許費補正は住宅用太陽光発電導入支援事業、一般廃棄物最終処分場建設事業につきまして翌年度へ繰越して事業執行するための繰越明許費明許費の設定を行おうとするものであります。以上が概要であります。詳細につきましては担当課長等がそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○環境衛生課長（満留 寛君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○市民課長（松下明典君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○保険年金課長（橋口洋平君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○衛生施設課長（梅北 悟君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

市の共同墓地の水道料金を負担するため、263万円を追加計上とありますが、今のほうで共同墓地の水道料金を免除されているのは5基以上ある所ですよ。それで、この追加計上というのは、その条件の5基そのものが変わったんですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

現在まで、市営の共同墓地については今のほうで負担しておりましたけれど、市営以外の共同墓地については今のほうからの負担はございませんでした。それで、本年度分を今回予算計上して、市の水道事業と水道事業以外の共同墓地の水道料のほうを今回、263万円の予算計上を致しているところでございます。

○委員（木野田誠君）

その免除分を水道局のほうに払われるというような、お金の流れということでもいいんですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

今、予算計上しておりますのを一旦、協議会という形で設定いたしまして、その協議会のほうに負担しまして、市の水道局のほうからは協議会のほうに請求をしていただくというような形での支払い方法を考えているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

今の質疑に関連してですが、従来、牧園・横川・福山地区だけだったんですか、共同墓地の水道料免除がなかったのは。これは、今度の4月1日からですか。5基以上の共同墓地の免除は。

○環境衛生課長（満留 寛君）

平成25年の6月請求分、いわゆる4月に使用された分でございますが、25年の6月請求分から26年の3月までの水道料ということでございます。4月に使用した分が6月に請求されますので、実際に使用した分と言いますと、25年4月からの分でございます。

○委員（中村満雄君）

はじめて知ったんですが、市営墓地というのは何箇所あるんですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

市営墓地につきましては、国分に1か所で宇都墓地がございます。それと溝辺地区に久保山墓地としもづる墓地の2か所ございます。合計3か所でございます。

○委員（厚地 覺君）

誤解をしておりましたけれども、この中で霧島あるいは溝辺の市営墓地以外でも水道料金を今まで免除していたんでしょう。私は去年・一昨年、一般質問で追及したときはそう説明を受けて、そ

の書類も持っていますけれども、この件がやっと免除されるということになったわけですから、霧島辺りも水道料免除は相当あるはずですよ。

○環境衛生課長（満留 寛君）

今、答弁しました市営墓地というのは、市が設置した墓地でございまして、そのほかにそれぞれ各地区に共同墓地が275か所ございます。それは市の水道事業のほうから給水している所が275か所で、あと溝辺地区のほうでは竹子共生会のほうから水道を引いていらっしゃる所が19か所ございます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

補足説明しますと、昨年でしたか、厚地委員のほうから一般質問が水道料金のことについてありました。それで、いろいろ協議いたしまして、平成25年4月からは免除という形でやってきておりましたけれども、水道事業につきましては公営事業という企業でございますので、ですからそちらのほうの公営企業という立場を考えた場合、やはり水道料金は負担すべきではないかというような議論で、この水道料を市のほうで払うというような形にしたということでございますので、御理解ください。

○委員（新橋 実君）

今回、霧島市の一般廃棄物管理型最終処分場が工期が延びるということなんですけれども、その中で「現地地盤に適した地盤改良試験・検討を行う」ということなんですけれども、これは最初の段階でされたのか、どれくらい期間を延長されたのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この地盤改良と申しますのは、地盤杭、基礎杭を600本近く打っているんですが、その杭を打つ段階で、現地の砂とセメントを混ぜてそこに杭を造っていくというような工法で致しました。その段階で、やはり一番適正なセメント量の試験とかそういうものを致しましたので、それなりの日数を要したわけでございます。どのくらいと言いましても、初期の段階ですので、ちょっと1か月近くというか、基礎を造るのには1か月近く延びたんですが、その後いろいろとほかの工事で回復をさせていただいたんですけれども、結果的には想定しております2か月ぐらいはどうしても掛かってしまうのではないかとということで、協議をしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

その中で、前段階で結局それだけの工期が延びてくるというのが大体分かったと思うんですが、それでも完成時に向けて努力をされてきたけれども、やっぱり間に合わない。工期は2か月延ばしたけれども、契約金額に対しては全然影響はないということで理解していいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この工事は2件とも議会の議決をいただきまして、工事をさせていただいております。それで、金額及び業者等につきましては変更がある場合には、もちろん議決を再度いただかないといけないということでございまして、内容変更等は若干いたしておりますけれども、その内容変更も現在の金額を変更しない形でできるような、増減をするような形で現場で綿密に、施工管理業者も含めて業務を致しておりますので、それぞれ金額を出しながら、金額には影響のない範囲で変更しているところでございます。

○委員（新橋 実君）

工期を2か月延長するということは、会社経費や現場経費等が結構掛かるわけですから、その辺はその中味で相殺されて、その分も出された中で中身を変えたということで理解していいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

ちょっと技術的なところは私は入っておりませんので、具体的には説明できませんが、全て結局契約金額には変更のないような形で、また現場の方を困らせるというようなつもりでは我々もおりませんので、全てそういうものまで含めてちゃんと計画してくれているものと信じております。

○委員（新橋 実君）

これは5億ぐらいの工事だったと思います、建築工事は。また、土木のほうも数億だったと思うわけですが、やはりそれだけの中で中身が大分変わったのかなと心配するわけですが、これについては本当に、私たちも中身を見ても分からんわけですけども、やはりそれだけ変更されたのであれば、ある程度の何かがあったのかなと私は勘ぐるわけですが、それであればもともと議決事件ですので、やはりある程度は変更の中身について知らせるべきではないかなと思うんですけども。14か月で終わる工事を16か月に延ばすわけですから、それなりの金額というのがどうしても必要になるわけですね。よっぽどの中身の変更があったのかなと思うわけですが、その辺が分かっていたら教えてもらえませんか。

○施設整備G長（楠元 聡君）

本体工事のほうですけども、先ほど言った地盤改良なんですけど、これは最初の実施設計の段階で、ある程度の日安はつくってやっております。しかし、本体工事の基礎になる部分ですので、しっかりと安全性、強度を持たせないといけないということで、再度、実際掘る部分の所の土、土質を採取して、再度セメント量や強度を確認しながら施工したいということです。差額については、その都度請負会社のほうと協議しながらやっております。この地盤改良のほうについては大きな差額というのはありません。ただ試験とか強度を確認するにはある程度の日数がどうしても必要になりますので、その分の工期が延びてしまったということと、コンクリートの本体のほうです、躯体のほうです。こちらが、去年はかなりの猛暑でございました。35℃を超える日々が続きまして、ちょうどその頃にコンクリートを打設するという時期がございました。この時期に、通常であれば型枠を組んでコンクリートを流したら、早いところだと1週間とか10日とかで型枠を外すんですけど、猛暑日のときに早い時期で型枠を外してしまいますと、乾燥が急激に早まってしまってクラック、ひび割れですね、そういうこともあり得るのではなからうかということで、それではちょっと困るということで、コンクリートの水を足しながらの養生とかそういうものも考えながら施工した経緯がございます。そういう安全性を確認しながらやっていると、業者のほうもそれに要した日数をクリアしようということで努力して、工期短縮策を幾つかやっているんですけど、それでも日数を回復することができなくて、2か月程度どうしても日数を延ばせないといけないという状況になったところでございます。

○委員（新橋 実君）

それは分かるんですけども、経費にしても3億、5億あれば数千万の経費が掛かるわけです。後々2か月の現場経費は出さないといけないわけですから、その分を中身で変えていくということは、結構な設計変更をしないと私はできないと思うわけです。本当に業者に負担がいないのか、その辺が一番心配なんです。業者がもういいですよというようなことでは、やっぱりこれだけの工事でありますから、また一般廃棄物管理型最終処分場ということですので、これは後々私たちがみんな使っていく施設でありますので、後々問題があれば困るわけです。だから、そういったことについてやはり説明というか、もうちょっと分かるような形で説明していただけないと。これだけ延びたんだから、本来であれば2,000万円か3,000万円か予算が出てきても私はおかしくないと思いますよ。それは掛かったわけだから、それはもうそれで私たちも認めざるを得ないと思うわけですが、それが何か今のこの現状ではよく分からないもんですから、今ここで分からないのであれば後でもちょっと示していただくような形はできませんか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

後ほどまた説明を致します。

○委員（前川原正人君）

市民サービスセンターの運営事業費で、621万3,000円の減額補正ということで、その理由がパスポート申請者の減が主なるものと。収入印紙、証紙の購入減ということで説明があったわけですが、パスポートの25年度の実績等については、どういう数値を示しているのかお示しいただけますか。

○市民サービスセンター店長（永重博章君）

25年度につきましては、2月27日現在で申請の数が1,710件になっております。24年度が3月までで2,741件ということで、一応12月末で算出したのでは73%で現在進んでおります。

○委員（前川原正人君）

あくまでもパスポートを作るということで、その前提で当初の想定していた数字よりも下がったと。73%だったんだということで理解をするわけですがけれども、この要因、それはパスポートですので、外国に行くための一つのツールですので、そこは理解するわけですが、どのように分析されていらっしゃるのでしょうか。

○市民サービスセンター店長（永重博章君）

24年度に空港開設40周年記念事業がありまして、そのときにパスポートの申請の助成をしております。その関係で、24年度が前年度比113%というかなりの申請が多くて、その影響も多分にあるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

それから、先ほど新橋委員の関連質問になりますが、一般廃棄物管理型最終処分場の関係で、いわゆる先ほど説明がありましたように、工期を2か月延長したと。その分が明許繰越で5億4,640万円というふうに、次の年度に繰り越すんだということになっているんですが、先ほどもありましたように工期が延びると関連経費というのが上がっていくわけですね。その分は契約をしっかりと双方で結んでいる前提があるわけですが、今度は特異な状況として、消費税が3%上がって8%になっていくというのがあるんですが、その辺の担保といいますか、いわゆる法の改正による税金の上昇ということになるんですが、その辺の部分についてはどういう対応をされていくのか、また来たのかお聞きをしておきます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

消費税につきましては、平成25年9月までのうちに契約したものであれば一応完成まで、26年4月を過ぎても5%でいいという状況でございます。今のところ、先ほど御説明申し上げましたように増減はもちろんあるんですけれども、それらが契約金額には反映されない状況で今、協議が進んでおりますので、今のところは5%のままでいいというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、いわゆるこれが昨年の1月から工事に着手をするということで、様々な議論をし、そして山元還元方式という半分はそちらのほうにやるということで妥協点というか、そういう方向で進んできた経緯があるんですが、廃棄物処分場が1番最初のときの計画からすると、大体どれぐらい遅れていることになりませんか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この最終処分場の公表を致しましたのが、平成20年の4月だったと思っております。ですから、その段階では多分、いろいろと地域とうまくいけば、協定を結んで環境影響調査とかを致しまして、工事に2年ということで、大体4年で完成見込みでスタートしたと承知しております。ですから、今のところ平成25年4月1日からは供用開始できる状態でしたのでしょうけれども、結果的には26年の6月開始ということで進んでいるところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（中村満雄君）

29ページの1番下の生物多様性保全推進支援事業、まずこれが何で現地調査回数が減少したのか、その理由を教えてください。

○環境衛生課長（満留 寛君）

当初は現地調査を実施して、生物多様性地域戦略策定のための資料を作成する予定でしたが、既存の資料等で対応できたことから、現地調査の回数が減ったものでございます。

○委員（中村満雄君）

減ったということは、何回か調査をされたわけですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

予定と致しましては4回を予定いたしておりましたが、3回実施いたしております。

○委員（中村満雄君）

霧島のことなのですが、実はいろんな迷惑施設ができる時に、そこにクマタカがいたらと、いろんなそういうことがあって、そういった情報を知りたいことは過去にもあったんですが、それらの調査結果というのは公開されるのですか。

○環境保全G長（徳永浩之君）

霧島市生物多様性推進プランにつきましては、平成26年度で計画書につきまして300部、概要版につきまして500部、そしてパンフレットにつきまして1万部ということで、市民の皆様にも普及啓発を図っていく計画であります。また、ホームページ等でもこの計画については公開してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（中村満雄君）

もう1点、新橋委員たちともダブリますけれども、一般廃棄物管理型最終処分場、これに対する地域一括交付金について、これの性格についてちょっとお伺いしたいんですが、言わばこういった迷惑施設を造るからお金をあげようとか、そういったことなんだろうけれども、これのその法的な根拠というのは何なんだろう。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

法的根拠といいますか、市のほうでこの一括交付金を支給するための実施要綱というものを作成いたしました。その実施要綱に基づいて支出を致したところでございます。

○委員（中村満雄君）

その実施要綱を見ればいいわけですが、その中には、例えばどのような物を造るときとか、例えば当然その迷惑だということで、市民の皆さんがここに造ってくれるなど言ったら、それならお金をあげるから辛抱なさいよとか、そういったことなんだろうけれども、そういった根拠というか条件ですね、それまで記載されているんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

申し訳ありません。今、ちょっと実施要綱を持ってこなかったんですが、内容といたしましては、霧島市一般廃棄物管理型最終処分場の建設に伴う地域の皆様において、地域を二分、分断するような形で、いろいろと反対・賛成ありましたので、それらの部分で結果的には地域の活性化を促進するためには、みんなで協力して自治活動をしてほしいということでの要綱を作成いたしまして、支給いたしましたところでございます。

○委員（中村満雄君）

この場所のことについては理解しましたがけれども、ということは、このような施設内、そういった迷惑物がある度にそういった要綱を作って対応せざるを得ない。例えば一般的に、地域の人からそのような迷惑だとかが出たときに、こうするんだとかそういったのが存在するわけではなくて、その都度作らざるを得ないということですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

結局、何を造るときにはどうしなさいというものはございませんので、どうしても市の事業推進、最終的に市民全員の福祉の向上のために必要な施設であれば、どうしてもいろいろ地域とも協議をさせていただいております。個別の事案によってということになるかと思えます。

○委員（中村満雄君）

市の行う事業については理解しましたがけれども、例えばそれが民間であった場合ですね、市のとる態度は。

○委員長（前島広紀君）

中村委員，すみませんが，予算に関する質疑についてお願いします。

○委員（中村満雄君）

分かりました。別途聴きます。

○委員（木野田誠君）

関連しまして，私はお金のことをお聴きします。交付対象世帯数と，1件当たりどのくらいの計算でされたのか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

交付対象世帯につきましては，自治会加入世帯です。当初予算では，加入世帯の把握がうまくいっていませんでしたので，その地域の世帯数で一応把握しておりました。ただし，実際交付する段階では，しっかりと自治会に加入していただいて，自治会活動を一緒にしていただく世帯ということで把握いたしまして，その段階で156世帯分が，対象世帯が減少したということになっております。交付世帯数は1,072世帯分でございます。金額につきましては，年間1万8,000円でしたか，基準を設けておりますので，それに対するこの金額で交付金を交付したところでございます。

○委員（平原志保君）

29ページの一番上なんですけれども，環境美化モデルが減ったということなんですけれども，なぜ減って，今何箇所あるんでしょうか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

当初，10地区について予算計上いたしておりましたが，25年度につきましては5地区指定して，環境美化のほうを実施していただいております。

○委員（平原志保君）

その減った理由というのは，きれいじゃなかったということでしょうか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

この環境美化モデル地区につきましては，それぞれ地区のほうに募集を致しまして，その募集に基づいて指定していく形になりますが，応募されたのが5地区のみだったということです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので，これで生活環境部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時01分」

「再開 午後 3時08分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで満留課長から訂正発言の申出がありましたので，発言を許可いたします。

○環境衛生課長（満留 寛君）

先ほどの中村委員の質疑で，現地調査の減について回数を4回の予定が3回実施したと申し上げましたが，これにつきましては環境対策審議会の回数でございました。この現地調査の減につきましては，3回を予定いたしておりましたが，実施したのは1回でございまして，1回で6日間の現地調査を実施されております。以上を訂正いたします。

○委員（中村満雄君）

ということは，それは霧島市全域ですか，特定の場所ですか。6日間で霧島市全域を調査なされたんですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

カワゴケソウが生えております牧園地区のほうでございまして。全域ではございません。

○委員（中村満雄君）

実は、そのカワゴケソウというのに非常に興味があるので、今現在カワゴケソウがある所はいろんな情報で分かっているんですが、ほかにもあるのではないかとか、そういった意味での調査はなさっていないですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

霧島市内にカワゴケソウがある所ということで、全域をこれまで調査されてきた中で、今回は牧園の所を調査していただいております。

○委員（中村満雄君）

タイトルが生物多様性ということは、当然そのレッドリストとかですね、そういったものが例えば、多様性というものは鳥類もいろんな獣とか、そういったものを含めて、動植物含めて全体ですよ。それで、調査なされたのは、ここで記載されているのは、牧園のそのカワゴケソウの存在だけだということですか。

○環境衛生課長（満留 寛君）

今回のこの現地調査につきましては、カワゴケソウの分ということでございます。

○委員長（前島広紀君）

これで質疑を終わります。

△ 議案第16号 平成25年度霧島市国民健康保険特別会計予算予算（第1号）について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第16号、平成25年度霧島市国民健康保険特別会計予算予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第16号、平成25年度霧島市国民健康保険特別会計予算（第1号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。今回の補正予算は、平成24年度分の国庫支出金の確定に伴う経費や、霧島市国民健康保険出産費資金貸付基金の廃止に伴い、廃止した基金の相当額を、国民健康保険事業給付基金に積み立てることとして経費を追加計上し、歳入歳出予算総額にそれぞれ1億9,539万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億1,946万5,000円とするものであります。詳細につきましては担当課長等が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（橋口洋平君）

[補正予算説明資料等に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

説明資料のほうで、1億9,039万5,000円、これは平成24年度の療養給付費等の負担金の超過交付分ということになるわけですが、これは精算方式ということでこういうふうになったのか。それとも何らかの様々な事情によって、こういう超過交付分ということで償還金として、こちら側が支払いで戻すというふうになったのか、その辺の内容等について御説明いただけますか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

24年分の国の負担金が若干、申請より多く交付されまして、実績に伴って清算で返納する分が、この額になったということでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明の中で、これは条例廃止に伴う繰入金を、出産費の資金貸付基金の廃止ということで廃止条例となるわけですが、今度はこれに代わる代替えの措置、対応の仕方ですね、それ等についてはどのようにお考えなのか、お聴きします。

○保険年金課長（橋口洋平君）

この出産費資金が平成21年9月までが、出産された方が産科医等に直接支払う方式でした。それから平成21年の10月から医療機関が直接、保険者のほうに請求するという形になりまして、もうこの貸付基金を使う必要がなくなったということです。実際、21年以降は貸付金の実績はございませんので、そういった形で現物給付ということになっております。

○委員（前川原正人君）

貸付金の積立金500万円ということで、その分を基金にまた積み増しするということになるわけですが、捉え方で違うんでしょうが、現在の基金残高はどういうふうになっていますか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

24年度末の現在高が96万3,000円でございます。

○委員（前川原正人君）

ほかにませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで、これで議案第16号の質疑を終わります。以上で、本日子定をしております。審査は全て終了いたしました。3月4日の審査も9時から行います。本日はこれで散会いたします。

「散 会 午後 3時18分」